

令和7年第1回三島町議会3月定例会会議録

招集年月日 令和7年2月10日

招集の場所 三島町役場

開 会 令和7年3月6日 午前10時00分 議長宣告

応招議員 8名

1番	馬場 学	2番	青木 喜章	3番	菅家 三吉
5番	河越 昭利	6番	大竹 克昌	7番	吉垣 絵梨子
8番	五十嵐 健二	9番	二瓶 俊浩		

不応招議員 なし

出席議員 8名

1番	馬場 学	2番	青木 喜章	3番	菅家 三吉
5番	河越 昭利	6番	大竹 克昌	7番	吉垣 絵梨子
8番	五十嵐 健二	9番	二瓶 俊浩		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	矢澤 源成	副町長	小堀 庄太郎
教育長	山口 浩	参事兼総務課長	小柴 謙
特命担当課長	渡邊 浩	町民課長	板橋 淳也
産業建設課長	小松 昭	会計管理者	菅家 直人
地域政策課長	舟木 孝治	生涯学習課長	五十嵐 義幸

本会議に職務のため、出席した者の職氏名

議会事務局長	星 保弘
--------	------

町長提出議案

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 議案第2号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例 |
| 議案第3号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第4号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第5号 | 三島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 議案第6号 | 早戸交流拠点施設設置条例の一部を改正する条例 |
| 議案第7号 | 指定管理者の指定について（三島町観光交流施設） |
| 議案第8号 | 指定管理者の指定について（三島町ミニライスセンター） |
| 議案第9号 | 令和6年度三島町一般会計補正予算 |
| 議案第10号 | 令和6年度三島町国民健康保険特別会計補正予算 |
| 議案第11号 | 令和6年度三島町路線バス事業特別会計補正予算 |
| 議案第12号 | 令和6年度三島町介護保険特別会計補正予算 |
| 議案第13号 | 令和6年度三島町後期高齢者医療特別会計補正予算 |
| 議案第14号 | 令和6年度三島町簡易水道事業会計補正予算 |
| 議案第15号 | 令和6年度三島町下水道事業会計補正予算 |
| 議案第16号 | 令和7年度三島町一般会計予算 |
| 議案第17号 | 令和7年度三島町国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第18号 | 令和7年度三島町路線バス事業特別会計予算 |
| 議案第19号 | 令和7年度三島町介護保険特別会計予算 |
| 議案第20号 | 令和7年度三島町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第21号 | 令和7年度三島町簡易水道事業会計予算 |
| 議案第22号 | 令和7年度三島町下水道事業会計予算 |
| 議案第23号 | 指定管理者の指定について（三島町多目的集会施設） |

議員提出議案

- 議員提出議案第1号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書の提出について

継続審査の申し出について

開会 午前10時

議事日程 議長は別紙のとおり議事日程を配付した
会議録署名議員を次のとおり指名した

会議録署名議員 7番 吉 垣 絵梨子 8番 五十嵐 健 二

議 事 の 経 過

◎開会及び開議

○議長 出席を見ております。

ただいまから、令和7年第1回三島町議会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

7番、吉垣絵梨子君、8番、五十嵐健二君の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より14日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より14日までの9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、町監査委員よりの例月出納検査の結果報告であります。事務局より朗読させます。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長 次に、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告について説明願います。

2番、青木喜章議員。

(会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員説明)

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の挨拶並びに提案理由の説明

○議長 日程第4、町長の挨拶並びに提案理由の説明を受けます。

町長。

○町長 令和7年第1回三島町議会定例会に当たり、議員各位のご出席を賜り開会できますことに敬意と感謝を表するものであります。

まずは、2月の豪雪対応についてお知らせいたします。

2月4日から本格的に雪が降り始め、翌5日の12時58分に大雪警報が発令され、日中の降雪量もみるみるうちに多くなり、2月6日午前8時の宮下観測所の降雪量が74センチ、積雪160センチとなり、翌7日には降雪が85センチ、積雪が190センチに達しました。当町においても短期間にこのような豪雪となるのは久しぶりで、住民の皆さんも早期より雪始

末には連日追われている状況でした。

降り始め当初は、豪雪による交通障害が発生し町バスなどに遅れが出ましたが、危惧された倒木による停電は発生しませんでした。しかし、2月7日の夕方より桧原水道施設において停電による機能停止が発生し、給水車対応により地区住民への給水体制を取り、同時に、東北電力による復旧作業を進めましたが、夜間でもあり翌日作業となったところでもあります。翌日は、早朝から地区住民の方々への給水を実施し、本格的な停電復旧作業も始まった一方で、間方方面での倒木による停電が発生。その復旧作業中、間方地区において雪に埋もれた方の救急搬送要請があり、停電復旧作業を中断、緊急搬送を優先させるよう現場と連携し対応いたしました。住民の方も命に別状はなかったと伺い、安堵したところでもあります。この事件において、隣家の方が住民の方の安否確認に行ったところ、雪に埋もれている住民の姿を発見し人命救助ができたものであります。屋根の下の雪かたしは本当に危険を伴うものであり、他町村では命をなくした方もおられましたので、すぐに防災無線で注意喚起をしたところでもあります。

また、大石田地区で発生した停電において、復旧作業が終了せず、夕方を迎えることとなったため、区長と協議し避難所を開設し、受入体制を整えました。3名の方が利用されましたが、開設後、すぐに停電が復旧したため、住民の方々に帰宅していただき、その後、避難所を閉鎖いたしました。冬期間における避難所の開設については、発電機作動や受入体制、また、課題等も確認でき、よい経験となったと区長とも確認したところでもあります。

翌2月9日も早朝から給水対応、水道施設復旧、施設除雪対応に当たり、水道施設は完全解消には至りませんでした。何とか全世帯で水が出るようになり、翌日には断水も解消しました。

今回の豪雪で、皆さん、ご存じのとおり、災害救助法適用が2月7日に決まりました。適用を受け、救助法における救助を主とした住宅等の除排雪に関して県からの説明があり、本町においてもこの対応に当たりました。

まずは、災害時、要支援者の方々を対象に各世帯を確認、その中で早急に対応が必要な世帯の確認を行いました。2月10日に職員による町内対象世帯を巡回、豪雪現状を確認し、幸いにもほとんどの世帯において玄関から道路への通路は確保してある状況でありましたが、早急に排雪を必要とする5世帯を選定し、地元業者と協議し除排雪を実施しました。

また、福島県からの豪雪対応支援として応急職員支援制度を活用し、いわき市より災害マネジメント資格を持つ職員の方に来町いただき、本町の豪雪の現状とその対応についての助言と福島県への現状報告と要望について対応していただきました。

さらに、2月17日からの天気予報により、新たな寒波の停滞予報が発表され、降雪もさらに増加することが予想されたため、対策本部としては対応準備を行うことを決定し、職員を招集して町民センターを緊急避難所として開設できるように準備をいたしました。加えて、各区長と連携を取り、地区集会施設での避難所開設に向け、発電機稼働状況、あるいは、災害備蓄倉庫屋根除雪等を実施し、停電等による避難所開設を想定した準備を進めましたが、幸いにも豪雪とはならず、緊急避難所開設までには至らず、2月25日には解除いたしました。

また、本町では、2月19日にボランティアセンターを立ち上げ、町内外の方々にご参加いただき、除雪が困難な高齢者世帯を対象にボランティアによる除雪作業を実施しており、今週末をもって終了となります。

今後は、豪雪により住宅が破損した方への罹災証明書発行のための申請及び確認作業を進めてまいります。また、地区支援においては、地区集中除排雪における機械リース料や燃料費などを支援してまいります。

今回の豪雪で町民の皆さんも毎日の作業にご苦労なされたことと思います。また、除雪対応に対応いただいた方々にも頭の下がる思いであります。豪雪において大きな災害事故が発生せず、何とか現在を迎えたのは、町民皆様の自らの力であり、各地区での助け合いであると考えております。私たち町職員は、皆さんの生活を守るため、今後もこの豪雪を教訓にさらに職員一人一人が災害対応を意識し取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、行政諸般についてご報告を申し上げます。

1点目は、2月1日に町民センターにおいて三島町健康フォーラムが開催されましたが、町が取り組む「目指せ！健康寿命＋10歳（プラステン）」事業紹介と現状報告のほか、講演では竹田綜合病院心臓病専門理学療法士の佐藤先生より、「おいしく食べて、運動しよう！」と題し、講話のほかに運動を取り入れ楽しく講演していただきました。また、塩分摂取量を減らした味噌汁の試食会も実施し、食からの健康について参加者の皆さんに体験いただきました。体を動かすことも大切な健康づくりですが、生活習慣病に大きく関わるのは食生活であり、ここを変えていくのは大変ですが、参加された皆さんも今後の取組の参考にと受講されております。

2点目は、若松三島会総会が2月22日、会津若松市において開催されました。三島町出身者で会津地域に居住される方々で構成されている若松三島会では、毎年、会員親睦を兼ねた様々な事業を実施されており、ふるさと三島町の各種事業にもご協力をいただいております。総会終了後には議員の皆さんにもご参加いただき、会員の方々との交流を図りました。今後も、三島町の発展のために様々な事業実施においてご協力をいただくようご案内してまいります。

3点目は、ふるさと運動50周年記念講演会が2月28日に町民センター大ホールで行われましたが、令和6年度は本町が全国に先駆け取り組んだふるさと運動50周年記念の節目の年であります。本年度は、本町で福島県地域づくり総合支援事業補助金を活用し、ふるさと運動から新たな関係人口拡大に向けた取組への支援をいただいております。今回の講演会では本町を代表するまちづくり施策である生活工芸にスポットを当て、提唱者である宮崎清先生をはじめ台湾工芸交流の対象である台湾国立雲林科技大学副校長、黄世輝先生を台湾よりお招きし、コーディネーターには福島県で地域づくりの第一人者であります福島大学、岩崎由美子教授にお願いし、生活工芸による地域づくりについてトークセッションを行いました。

4点目は、先月、本町2名の方の百歳賀寿のお祝いをいたしました。2月27日には桐寿苑において角田ケイ子さん、2月28日には大登地区の角田榮子さんにそれぞれ百歳賀寿の

賞状と記念品を贈りました。お二人とも百歳をお迎えられてもなお、とても元気でおられます。お二人は私たちのお手本であり、これからも健康で長生きしていただきたいと思います。

それでは、本定例会にご提案を申し上げました議案についてご審議をお願い申し上げますに当たり、施政方針の一端を申し述べ、議会並びに町民各位のご理解とご支援を賜りたくお願いを申し上げます次第であります。

国の令和7年度の政府予算案では、一般会計の歳入歳出予算総額は115兆1,978億円と過去最大規模の予算となりました。地方交付税総額は19兆784億円と前年度比1兆2,921億円の増となっており、地方創生への取組がうかがわれる予算となっております。

福島県においては、一般会計総額1兆2,818億円で前年度比3.5%、437億円の増となっており、令和7年度は第2期復興・創生期間の最終年度であるとともに、新たに策定する次期総合戦略の初年度となる重要な1年となります。このため、当初予算については、震災と原発事故からの復興はもとより次期総合戦略の下、あらゆる主体と連携調整し、若者や女性をはじめ誰もが活躍できる福島ならではの県づくりに向けて、復興再生と地方創生を両輪で進めるとともに、長期化する物価高騰にも適切に対応しながら、防犯力の強化や地球温暖化対策、デジタル変革などを推進していく予算として編成したとのことであります。

当町の令和7年度一般会計予算は、歳入歳出総額25億5,000万円で前年度比4.9%、1億3,100万円の減となりました。

第5次三島町振興計画、前期計画の5年目であり、最終年度であります。令和8年度から始まる後期計画策定を進めるとともに、施策の点検、評価を実施しながら重点プロジェクトの4つの基本目標の実現に向け、計画に沿った予算を編成したところであります。

まず、基本目標Ⅰの「結婚・出産・子育てしやすい環境をつくる」、1点目の出会い・交流推進プロジェクトにおいては、世代間交流事業として遊休農地活用による若者世代農業機会創出事業や広域交流事業、若者世代チャレンジ創出事業、福島県結婚対策事業の展開により、人と人との交流機会を創出し、結婚対策を含め、各課連携により出会いの場づくりとして事業を進めてまいります。

2点目の出産・育児応援プロジェクトでは、妊婦期から育児期にわたって家族の相談に応じる妊娠期から出産・子育て期の見通しが立てられるような継続的な支援体制を整え、また、保育所及び小中学校等の関係機関との情報共有を行い、必要な支援につなぐとともに、医療費助成など経済的支援を実施してまいります。

3点目の子育て・教育環境向上プロジェクトでは、安心して働ける子育て環境を実現するため、未就学児童と学童に対する保育サービスを量と質も充実できるよう、保育所と放課後児童クラブの支援体制の強化を図ります。また、子育て世帯の不安を解消し、親子の孤立を防止するため、きめ細かな対応ができるよう相談体制の充実を図ります。

学校教育においては、小学校及び中学校においても複式学級となるため、複式補充教員を配置するとともに、小学校、中学校、共に教育支援員を配置し手厚い指導体制を確立いたします。

英語力向上のために英語指導助手の単独配置と小学校5年生・6年生、中学生全学年を対象とした英語検定料補助を継続するとともに、英語体験研修事業により高い英語力を身につけた児童生徒を育成してまいります。

また、子育て支援においては、小学校・中学校修学旅行等補助金を全額支給とし、加えて、初めて高校生への通学支援補助事業をはじめ保護者の経済的支援を行ってまいります。

続いて、基本目標Ⅱの「地域資源を生かしたしごとをつくる」、1点目の担い手育成・生産性向上プロジェクトにおいては、西方稲表ため池改修により優良農地の維持保全を図り、担い手となる認定農業者等への支援を継続してまいります。遊休農地の抑制には、生涯学習課世代間交流事業と連携し、落花生栽培体験と生産した製品を道の駅等で販売までつなげることで農業に関心を高め、農地利用拡大につなげてまいります。

2点目の農商工連携プロジェクトでは、会津地鶏の処理加工施設が順調に稼働しており、一昨年よりスタートしました伊達鶏、川俣シャモ、会津地鶏の3大鶏としてのPRもあり、会津地鶏の需要が高まっており、さらなる生産・販売拡大を図ってまいります。

福島大学との連携においても、町内資源の堆肥化及び有効活用による循環型農業生産体制に基づく高付加価値化を継続して実施し、令和6年度に本町特産品をインターネットで販売するサイトを構築しましたので、今後ネット販売を強化してまいります。

有害鳥獣対策については、地域おこし協力隊の配置により迅速かつ的確な対応を実施しており、さらにはICT機器を活用した見回りの負担軽減にも取り組み、専門員による鳥獣対策に継続して取り組みます。電気柵等設置事業については、各地区で整備が進んでおります。昨年度より実施している放任果樹伐採についても継続して取り組み、また、地区周辺の草刈り等を地区とともに進め緩衝帯を整備することにより、人家近くへの野生動物の侵入を防止してまいります。

会津桐の振興では、皆さんにもご相談させていただいておりますが、会津桐タンス株式会社運営については運営が厳しい状況にあるため、経営を大きく見直さなければならない状況となっております。本町は、全国に誇る会津桐生産地、そして、桐製品を生産するまちでありますので、町としては今後も継続して取り組んでいく所存であります。まずは経営の見直しを図り、そして、桐製品販売額を上げていくため今後も桐製品PRと販売等を支援してまいります。

3点目の経済・エネルギー循環プロジェクトでは、森林環境税等を活用した町単独の間伐事業を実施して林業事業体の育成を図り、森林整備による広域的機能の向上を図るとともに、材の活用による森林資源の循環と森林管理の育成、助成に努めてまいります。

木質バイオマスの利活用については、施設活用について現状では難しい状況ではありますが、木質バイオマスについての調査研究については継続してまいります。

また、今年度より着手している温泉熱を利用した再生可能エネルギー事業としては、宮下温泉熱を福祉施設等へ活用する基本計画を策定し、令和7年度においては施設の実施設計を作成し、令和8年度整備を目指します。これにより、化石燃料使用量を減少させ、三島町ゼロカーボンビジョンを推進してまいります。

基本目標Ⅲの「交流人口から関係人口・定住人口につながる流れをつくる」、1点目の

交流・関係人口創出プロジェクトでは、令和6年度ではインバウンドによる観光客がコロナ前を越す最高入込となり、これに伴い国内旅行も好調に推移しております。当町観光スポットであります第一只見川橋梁ビューポイントにも、台湾をはじめ海外からの観光客が多数来場され、只見線利用をはじめバスツアー利用も目立つようになり、さらなる入込増が期待されるところであります。

また、インバウンド事業では、令和6年度に完成いたしましたテレサ・テン歌碑を当町観光名所として国内外への情報発信を強化し、テレサ・テンゆかりの地として観光客の入込みを目指すほか、さらなるインバウンド獲得に向けては本町の生活工芸運動の取組を海外の方々にPRし、工人まつりをはじめ本町への誘客を図ってまいります。

美坂高原での星空活用事業では、町内有志による実行委員会において「ミサカノヨゾラ」として美坂高原利活用事業を進めており、令和6年度の開設期間内に町民の方々をはじめ多くの方々に美坂高原を利用していただきました。観光資源としての夜空をより強化していくためには、国際的なダークスカイ協会の令和7年度の認定を目指し申請を進めてまいります。また、美坂高原の常時利用に向けた体制整備を進め、観光施設としての有効利用ができるように進めてまいります。

ふるさと運動は、令和6年度に50周年を迎え記念事業を実施しました。令和7年度は、運動を支える特別町民の方々の交流事業を計画し、加えて、日本で最も美しい村事業においては、本町でのシンポジウムを計画し、これを契機にふるさと運動、日本で最も美しい村事業が持続可能な事業となるように進めてまいりたいと存じます。

2点目の定住人口創出プロジェクトでは、住宅環境の整備として空き家バンクを運営し、空き家の利活用を進めております。県においても移住定住に力を入れており様々な交付金等も用意されておりますので、町の支援事業と併せて丁寧な説明、対応に努めてまいります。また、町営住宅等についても計画的な改修を実施し、町外からの移住定住の促進につなげてまいります。

生活工芸を通したアカデミー事業については、コロナによる中断はあったものの8年が経過し、これまで17名のアカデミー生が修了され、8名の方が引き続き定住されております。本年度のアカデミー生も次年度以降、本町に定住していただけることになっておりますが、課題である定住のための施策等について継続し協議する必要がある、生活工芸村構想を更新していく中で協議してまいりたいと考えております。

定住環境としてのデジタル化についてですが、三島町DX推進計画を策定しておりますので、町民生活の利便性の向上につながる事業を進めてまいります。

また、自治体DXについても進めていかなければなりません。町職員が作業効率を向上させることにより住民サービスの向上につながるよう、できるところより進めており、業務改革とデジタルツール等の導入により業務効率化を目指してまいります。

3点目の情報発信力強化プロジェクトでは、情報発信の重要性を強く認識し、町ホームページを更新しております。全体のリニューアルを行い、各課での情報発信となりますが、情報発信力については弱いと感じておりますので、各課連携による効果的な情報発信に努めてまいります。

基本目標Ⅳの「生涯いきいきと過ごせる魅力ある地域をつくる」、1点目のいきいき健康増進プロジェクトでは、福島県はメタボリックシンドローム該当者割合が全国ワースト4位であり、本町該当者割合は県内2位で、国・県に比べ高い状況でございます。また、メタボリックシンドローム該当者は、血圧、血糖、脂質の高値を併せて持っていることから、生活習慣病予防のための対策が重要となっております。近年1人当たり医療費が安定していますが、引き続き、生活習慣病等の改善や発病予防等の取組が重要となっております。

後期高齢者においては、認知症有病割合が国・県同規模町村平均に比べて高く、こちらでも生活習慣病が大きく関わっており、同じく、生活習慣病予防、重症化予防が重要であります。生活習慣病は自覚症状がないまま悪化いたしますが、予防が可能な疾患であります。健康は自分自身で守りつくるという意識づくりと何をどれだけ食べれば生涯健康でいられるかについての栄養知識の普及や運動などの望ましい生活習慣の確立を目指し、町民の健康寿命の延伸のため、生活習慣病の予防、重症化予防、幼児期からの健全な発育発展を図ります。

また、各種予防接種の実施により、感染症に対する抵抗力を増進させ、発病の未然防止に努めてまいります。

目指せ！健康寿命＋10歳（プラステン）推進事業では、これまでの活動量計からAIを活用した健診結果解析サービスを取り入れ、健康は自分自身で守りつくる意識の醸成と適切な食生活、運動等を取り入れた生活習慣病予防の確立を目指します。

高齢者福祉の分野では、高齢者が社会の構成員として健康でいきいきと生活を続けていく上では、仲間づくりや脳トレーニング、介護予防等を促す交流の機会が必要となっており、地域サロンで健康教室を開催し、孤立化予防等、社会参加につなげるために取り組んでおります。しかし、高齢者の要支援、要介護の割合が増加傾向にあり、町内においても在宅で受けられる介護サービスが限られていることから、施設入所の割合が高くなっております。住み慣れた自宅での生活が送れるよう介護人材の育成、確保を含めた環境整備が必要であり、令和7年度より新たに介護職員初任者研修受講料助成制度を新設し、人材育成支援に取り組めます。

障害支援については、障害のある人が自らの選択によって生活段階に応じた必要なサービスを利用し在宅生活の継続や福祉施設等から地域生活へ移行できるよう、関係機関と連携し、多様なニーズや一人一人の障害の特性に応じたサービスの提供と相談支援体制の充実に努めます。

また、県立宮下病院では、建て替えについて基本計画が示され整備が進んでおります。この整備に合わせ、町民運動場を含む健康増進施設整備を計画し、アンケート調査及び検討委員会において協議いただき、その方針が出されておりますが、新たな医療施設は令和10年2月の開業を予定しておりますので、本町における健康増進施設整備の最終決定については令和7年度の早い段階で決定できるように進めてまいります。

2点目の温故知新プロジェクトでは、文化財を活用した地域づくりとして荒屋敷遺跡の有効活用として出土品の保存処理を実施し、次年度以降で町内での展示につなげてまいります。

ます。

町史編さん事業では、本年度、三島町の民話を民族・集落史編の別冊として発刊いたします。今後は、民族・集落史編を令和8年度に発刊する予定であります。

3点目の地域の暮らしと魅力向上プロジェクトでは、住民同士支え合いながら安心して暮らせる基盤づくりを進めてまいります。

地区づくりへの支援として、各地区の目標に沿った主体的な取組を支援する地区支援事業補助金のほか、年度当初に要望いただいた地区要望への対応について、現地調査を早急に実施し迅速、丁寧な説明を実施してまいります。

地域の担い手確保として、三島町、柳津、昭和村の3町村で組織された特定地域づくり事業協同組合においては、多様な働き方と担い手の確保に3町村連携で引き続き支援してまいります。

町営バス事業については、老朽化が進む14人乗りコンピューターを更新してまいります。また、今後の公共交通においては、地域の交通としてどのような交通体系がよいのかを引き続き検討してまいります。

三島町サービスステーションにおいては、施設が完成し営業を開始しており、町民の皆さんにご利用いただいております。さらに町民の方々をはじめ利用される方々に喜ばれるSSとなるような運営支援をしてまいります。

4点目の災害に強いまちづくりプロジェクトでは、自主防災組織の設立を支援し、自助、共助、公助が機能するような防災訓練等を実施してまいります。また、災害時に備えた防災備蓄品については、両沼町村による広域での備蓄品購入管理を令和7年度より実施することとなり、各町村での負担軽減を図り、集中管理することと管理を民間委託することで災害時の配送等も容易になります。しかし、災害は同時に発生するため有事の際、本町では、必要とする備蓄品は確保し管理を徹底し、どこに何がどれだけあるのか情報の共有を図ってまいります。消費期限の迫る備蓄品については、更新時期に合わせて有効活用が図れるよう検討してまいります。

以上、令和7年度を迎えるに当たり所信の一端を申し述べましたが、当町の財政は自主財源が乏しく地方交付税等、依存財源に依存し、財政力が弱い構造となっています。各種事業を実施するためには国・県等の補助金と過疎債等により賄うことを基本としており、これまでの起債により今後数年間は公債費が高い水準で推移いたしますので、中期財政計画及び県の財政診断を念頭に財政運営に当たる所存であります。議員各位のご理解とご支援を重ねてお願い申し上げます。

次に、本定例会にご提案申し上げました議案についてご説明を申し上げます。

議案第2号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例で、該当する町条例を一括改正するものでございます。

議案第3号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、福島県人事委員会勧告に基づく改正でございます。

議案第4号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例で、時間外勤務の制限を請求することができる職員の範囲を改める改正でございます。

議案第5号は、三島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。国民健康保険法施行令の一部改正に伴う関連規定の整備で、主に限度額を引き上げる改正でございます。

議案第6号は、早戸交流拠点施設設置条例の一部を改正する条例でございます。当日と宿泊上限限度額の引上げと3泊以上の料金改定を廃止する改正でございます。

議案第7号及び議案第8号については、指定管理者の指定についてであります。令和7年3月31日をもって指定期間満了を迎える三島町観光交流施設、三島町ミニライスセンターの2施設において現指定管理者から申請があり、再指定いたしたくご同意をお願いするものであります。

議案第9号は、令和6年度三島町一般会計補正予算で、歳入歳出9,820万円を減額し、歳入歳出それぞれ27億4,000万円とするものであります。

補正予算の主な内容は、まず、繰越明許費で2事業2,086万8,000円を翌年度へ繰り越すもので、繰越事業は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の1事業目は令和6年度給付金未受給者及び確定申告の新対象者への給付事業で、2事業目は桐の里商品券給付事業でございます。

歳入の主なものとしては、地方交付税、普通交付税で2,674万6,000円の増額となり、総務費国庫補助金では再生可能エネルギー導入補助金で補助金申請先を環境省より福島県に変更したことに伴う825万円の減、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金571万6,000円を減額しました。

県補助金では、来てふくしま住宅取得支援事業等の実績がなく340万円の減、電源立地地域対策交付金が額の確定により249万6,000円の増額計上となりました。民生費補助金では、再生可能エネルギー導入補助金を申請先変更による283万3,000円の増額計上となりました。農林水産業費県補助金では、新規就農者への補助事業が不採択となったことに伴う375万円の減額となりました。

繰入金では、財政調整基金繰入金9,787万6,000円、三島町まちづくり基金1,150万円、森林環境基金繰入金を550万円、それぞれ減額しました。

雑入のうち、損害返済金345万円、物品未納分返金133万1,000円について不祥事による返済金等の計上で、ほかに後期高齢者医療給付費負担金219万2,000円を計上いたしました。

町債では、事業確定により過疎対策事業債で500万円、辺地対策事業債で100万円が減額となりました。

歳出においては、事業確定及び実績見込みによる整理予算が主で、減額措置を各項目にわたり計上しております。

増額計上しました主な事業についてご説明を申し上げます。

総務費、総務管理費、戸籍住民基本台帳費の負担金補助及び交付金において、戸籍サーバー更新負担金として261万9,000円を計上しました。

民生費の社会福祉総務費では、繰越事業となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として負担金及び交付金に466万円を計上しました。

土木費の道路維持費事業費には、除雪による燃料費として200万円、同じく委託料に豪

雪による除雪経費として4,700万円、使用料及び賃借料と同じく豪雪対策として機器リース料として154万円を計上いたしました。

住宅費としては、需用費修繕料に町営住宅設備改修として132万円を計上いたしました。

議案第10号は、令和6年度三島町国民健康保険特別会計補正予算で歳入歳出31万円を増額し、歳入歳出それぞれ1億8,863万円とするものであります。

歳入における保険税増額と県補助金の保険給付費等交付金の減額計上と歳出の一般管理費職員手当を減額計上するものであります。

議案第11号は、令和6年度三島町路線バス事業特別会計補正予算で、歳入のみでの補正で歳入歳出総額の変更はございません。

歳入においては、繰越金計上により一般会計繰入金を減額補正するものであります。

議案第12号は、令和6年度三島町介護保険特別会計補正予算で、歳入歳出3,287万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億5,079万3,000円とするもので、介護サービス給付費等の減額見込みによるものであります。

議案第13号は、令和6年度三島町後期高齢者医療特別会計補正予算で、歳入歳出36万円を減額し、歳入歳出それぞれ3,986万6,000円とするもので、繰越金計上により一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第14号は、令和6年度三島町簡易水道事業会計補正予算で、繰越明許費で1事業1,090万1,000円を次年度に繰り越すもので、桧原地区水道管布設替工事となります。

簡易水道事業費用及び資本金支出において事業確定により、収入において一般会計からの補助金を減額するものであります。

議案第15号は、令和6年度三島町下水道事業会計補正予算であります。下水道事業費用及び資本金支出における事業確定により、一般会計からの補助金を減額するものであります。

議案第16号は、令和7年度三島町一般会計予算で、予算総額25億5,000万円とし、前年度比1億3,100万円、4.9%の減となりました。

予算の内容といたしましては、さきに申し上げましたように第5次三島町振興計画に沿った事業予算で、国・県の動向を注視し当町の財政計画に諮り計上したものでございます。

議案第17号は、令和7年度三島町国民健康保険特別会計予算で、歳入歳出1億8,224万8,000円とし、前年度比0.8%の増となりました。

歳入における保険税総額は、前年度比0.5%減の2,079万7,000円を計上し、歳出の保険給付費は1億2,783万8,000円と前年度比0.4%の増額を見込んでおります。

議案第18号は、令和7年度三島町路線バス事業特別会計予算で、歳入歳出3,650万円とし、前年度比6.1%の増となりました。委託料見直しによるものでございます。

議案第19号は、令和7年度三島町介護保険特別会計予算で、歳入歳出4億2,424万7,000円とし、前年度比2.3%の減となりました。

歳入における介護保険料は6,353万3,000円を見込み、歳出保険給付費では前年度より3.2%減額の3億9,329万8,000円を計上しました。

議案第20号は、令和7年度三島町後期高齢者医療特別会計予算で、歳入歳出4,054万

2,000円とし、前年度比4.0%の増となりました。人件費及び広域連合納付金の増額によるものであります。

議案第21号は、令和7年度三島町簡易水道事業会計予算であります。令和6年度からは地方公営企業法適用会計制度に移行しており、予算書様式は企業会計様式となっており、主な事業については桧原地区水道管布設工事を計上しております。

議案第22号は、令和7年度三島町下水道事業会計予算で、簡易水道事業と同様、地方公営企業法適用会計制度に移行しており、予算書様式は企業会計様式となっており、主な事業については農業集落排水及び合併浄化槽事業の維持管理に係る経費を計上しております。

以上、本定例会にご提案を申し上げました議案の概要についてご説明を申し上げました。

なお、各議案につきましては、それぞれ担当課長をもって詳細にご説明を申し上げますので、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶並びに提案理由の説明といたします。

○議長 お諮りいたします。休憩を取りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、11時10分まで休憩といたします。(午前11時00分)

◇

◇

◇

○議長 再開いたします。(午前11時10分)

◎一般質問

○議長 日程第5、一般質問に入ります。

通告者は3名であります。通告順に発言を許します。

6番、大竹克昌議員。

なお、大竹克昌議員の持ち時間は、ただいまから12時10分までといたします。

○6番 おはようございます。3月定例会、お疲れさまでございます。6番、大竹でございます。壇上より2点について一般質問させていただきます。

先ほど町長の挨拶にもございましたが、1月末から2月の始めまで、まれに見る大雪に遭い、行政の方々も大変な苦労があったと思います。その辺は私も理解しておりますが、町民の方になかなか行政の動きが分からず、今回、一般質問を通してどのように行政が動いているのか質問させていただきました。答弁としては先ほどの町長の挨拶が全てだと思いますが、何とぞよろしくお願いいたします。

1問目、豪雪対応について。

豪雪対策本部が令和7年1月10日に設置され、1月後半から2月中旬頃まで大雪が続き、大雪警報も発令されております。近年なかった降雪や積雪、温度が高いので重い雪となり、各地区、町民、大変な苦労があったと思われます。行政の職員の方も家族の心配もされながら町民のためにいろいろな対応に尽力され、感謝申し上げます。

今回の豪雪対応について、行政の動き、経緯や今後の対応について伺います。

2点目でございますが、令和7年度の当初予算についてでございます。

近年、まれに見る建物の建築や物価の高騰等でなかなか予算が厳しいものになっており、今回の予算も相当苦労してつくられたのかと思います。そういったところで質問させていただきます。

令和7年度当初予算について。

今回の3月定例会は令和7年度当初予算の議案を審議する議会であります。全員協議会等で説明を聞いたが、基本姿勢など毎年あまり変わらないように見えます。各事業において最小の経費で最大の効果を上げるよう努める、これは目標であります。毎年、私が議員になった頃からこの言葉は変わらず、ほかの議員さんたちもこれについて説明を今まで求めたことがございましたが、この成果が出ているのか。また、当町の財政状況は厳しいようだが、令和7年度の予算はどこに重点を町長は置くのか、お伺いいたします。

2点、よろしくお願いします。

○議長 答弁を求めます。町長。

○町長 まず、1点目の豪雪の対応について答弁いたします。

6番、大竹克昌議員のご質問にお答えします。

このたびの2月豪雪においては、本町でも経験したことのない災害救助法適用という状況の下、災害対応に当たってまいりました。

豪雪対応の経緯については、概要はご挨拶の中でも触れさせていただきましたが、改めてご説明をいたしますと、2月5日に本町に大雪警報が発令されて以降、降雪が続き、雪観測を行っている町民センター観測点では、24時間降雪量で80センチに達することもあり、積雪も215センチを超えるなど、過去にも例のない豪雪となりました。

町としての対応についてですが、大雪警報発令により、警戒態勢に入ったことで総務担当職員を常勤させ、状況対応あるいは福島県との連絡調整に当たり、他課においては、豪雪による突発的な事故等に対応するために常に出動できる態勢という指示で自宅待機とさせました。

2月6日には、降雪が75センチを記録したことから豪雪対策本部を設置し、町内状況の確認のため産業建設課による道路状況を主とした町内巡回と、地区担当職員は各地区区長と連絡を取り、降雪による地区状況などを確認いたしました。この時点においては、各地区とも緊急対応の要望はなく、道路除雪も順調に実施されておりました。しかし、町内数か所において倒木による交通障害や施設停電が発生したため、職員による現地確認をし、その後、関係機関へ早急に連絡、関係機関の速やかな対応により原状回復をしたところでございます。町民の皆さんの生活に関わる地区全体の停電等の被害報告確認はありませんでした。

しかし、翌日も80センチを超える降雪があり、一番心配しておりました倒木、雪崩による影響が各地区で起こり始めました。倒木による道路遮断事案が数件発生したため、職員による現地確認を行い、そこから対応を協議し処理に当たりました。地区住民の方々にご不便をおかけいたしました。早急な対応により通行止めの解除ができ、解除できる路線もありましたが、今後の危険防止のためにやむなく通行止めにした経緯がありました。

そして、倒木による停電で一番恐れていた、給水施設停電による断水事案が発生いたしました。水道担当課職員は常に各地区配水池の状況を管理、画面で確認できますので、桜

原地区配水池の水量減少と流入停止が確認されました。原因としては水源喪失が想定されたため、東北電力に停電調査依頼をし、水源地への電源が停止していることが判明し、復旧による現地確認が必要なことから、2月3日から本格的な復旧に取り組むことになり、地区には節水を依頼するとともに給水車を準備し、対応に当たったところであります。

2月8日は土曜日で閉庁日でありましたが、豪雪の各種対応及び水道対応として職員を配置し対応に当たりました。午前中より町内数か所で倒木による通行不能と停電が報告されたため、職員による現地確認と関係機関への連絡、対処依頼の対応、水道施設復旧に向けた給水作業と、職員が対応しておりました。桧原での施設停電は、倒木箇所が判明し、その箇所が重要な場所であったため、他地区の一時的な停電発生もあり、その周知や状況確認も行い、地区状況を確認しながら作業となりました。その状況の中、新たな大谷、間方での停電も発生したため、復旧を依頼し作業が開始されてから間もなく、間方地区での救助事業が発生し、通行止めとなっていたことから、消防署、東北電力と連絡を取りながら緊急搬送に当たりました。屋根からの落雪に巻き込まれ2時間以上動けなかったにもかかわらず、近隣の方に発見され命に別状はなかったことは不幸中の幸いでありました。

また、大石田地区では、桧原地区停電の影響を受け停電が継続し、その原因調査を進めておりましたが、夕方となり地区住民も不安になることから区長と連絡し、地区集会所へ避難所を設置する対応を取りました。地区担当職員及び待機職員による開設支援と毛布配布などに当たり、設置後30分後に停電が回復したために来所された住民の方々を自宅へ送り閉鎖といたしました。

桧原地区の水道施設への停電は午後4時に復旧となりましたが、配水池水量が少なく、復活しないので、再度、給水車対応と節水を呼びかけました。

翌日、2月9日も閉庁日でありましたが、早朝から給水対応、水道施設復旧、施設除雪対応のため職員を配置し対応に当たりました。桧原水道については、各家庭に水は供給されるものの配管内にエアータンクがたまり出ない状況となり、その解消に向け作業を現地において職員が行いました。また、新たに大谷地区で停電が発生し、その影響で大谷水源についても異常が出たため、職員が現地確認を行い対応いたしました。桧原水道に関しては、夕方まで完全解消には至りませんでした。何とか全世帯で水が出るようになり、翌日には断水も解消しました。

豪雪事案対応中、皆さんもご存じのとおり、会津地域の災害救助法適用が2月7日に決まりましたので、この中で救助を主とした住宅地の除排雪に関して県からの説明があり、本町においてもこの対応に当たりました。実地については取組方も様々であります。本町として、まず、災害時要支援者の方々を対象に各世帯を確認し、その中で早急な対応が必要という世帯確認を行いました。2月10日は、町民課を中心に総務課と連携し8班体制を組み、町内88世帯を巡回し豪雪の現状を確認しました。幸いに玄関から道路への通路は確保しておられる状況でありましたが、すぐに除排雪が必要とする世帯を6世帯選定し、地元業者と協議し除排雪を実施いたしました。

また、福島県へ現状を説明している中で、災害に対応する取組支援をしていただける応急職員支援制度を活用し、いわき市より災害マネジメント資格を持つ職員の方、3名に三島町へ来町していただき、2月13日から15日までの3日間、本町の豪雪の現状とその対応

について助言をいただき、14日、15日、福島県とオンライン会議において現状報告に加え本町要望について対応していただきました。

さらに、2月14日の豪雪対策本部会議において、次週の降雪予報が確認され、地方予報による再度、最強寒波が南下し降雪量150センチを超えるという予想が発表され、この予報を受け、対策本部としては天候が回復する2月15日にこの対応準備を行うことを決定し、15日に職員を招集し、町民センターを要支援者及び避難希望者対応の緊急避難所として開設できるようテント、マット、毛布、食料品の配備をし、加えて、各区長と連絡を取り、地区集会施設との避難所開設に向け発電機稼働状況、防災品希望等を確認、防災備蓄倉庫屋根除雪等を実施し、停電による避難所開設を想定した準備を進めました。幸いにして、2月17日からの寒波で本町においては豪雪とならず、緊急避難所開設までには至りませんでした。

平日において、総務課において夜間対応体制を図り、2月の3連休においても日直以外に職員を配置し豪雪対応の体制を取りました。その後、天気も落ち着き、今後寒波の予想もないことから、町民センター避難所対応は2月25日に解除いたしました。

今後の対応についてですが、まずは高齢者世帯を対象としたボランティアによる除雪作業が2月25日から始まっており、これまで5軒の除雪を実施いたしました。3月6日までの実施除雪。また、豪雪により住宅が破損した方への罹災証明書のため手続を今後、進めてまいります。地区支援においては、地区集中除排雪における機械リース料や燃料費なども支援してまいります。

今回の豪雪は、降雪が2週間にわたり集中したこともあり、雪に慣れているとはいえ、町民の皆さんも、毎日の雪かたしに本当にご苦労されていたことと思います。また、生活路線の確保に全力で対応し休みなく従事されていた皆さんにも、頭の下がる思いであります。本町職員も少ない人数の中で突然発生する施設トラブルには、職員が直接担当しなくてはならず、また、他業務も兼務していることから、施設対応は休みなく対応しなくてはならない場合も発生します。職員は自らの職責と責任を持って業務に当たっており、休日等も関係なく率先して対応してきました。今豪雪において大きな災害、人災は発生せず、現在を迎えたのは、まず町民皆様の自らの力であり、そして、各地区において、お聞きしますと、親戚等を助けているなど、お互いの助け合い、地区での助け合いが機能し、そこに私たちがお手伝いをし、この状況であると認識しております。

今後も、今回の豪雪を教訓に、豪雪だけではなく災害マネジメントを職員一人一人が意識して取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の令和7年度の予算についてお答えいたします。

議員のご指摘の成果についてですが、昨年11月に皆さんにご説明いたしました第5次三島町振興計画実施計画書の中で行動計画における重要業績評価指標が成果としての指標となります。振興計画策定時にKPIを設定し、各年度重点事業を定めることを目標としております。この数値をご確認いただきますと、議員ご指摘の成果としてもご理解いただけるものと考えております。各事業においては達成、未達成があるとは思いますが、これにはコロナ禍など様々な要因があり、未達成事業もあります。私たちは、町民の皆さんからの税金により各種施策を実施しておりますので、常に最小の経費を意識して事業に

取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

厳しい財政状況における令和7年度の予算の重点ですが、令和7年度重点事業と当初予算の概要においてご説明しておりますが、予算編成の基本は概要にも記載しております基本姿勢であります。私たちは、第5次三島町振興計画に基づき施策と予算を組立てております。令和7年度は第5次三島町振興計画の最終年度であることから、これまでの進捗状況や達成度を確認しながら目標を実現させることが求められます。前期計画テーマ、「環境と調和し、人と人のつながりで安心して暮らせるまち」を念頭に、4つの基本目標である「結婚・出産・子育てしやすい環境をつくる」、「地域資源を生かしたしごとをつくる」、「交流人口から関係人口・定住人口につながる流れをつくる」、「生涯いきいきと過ごせる魅力ある地域をつくる」を基本目標に各種事業に盛り込み、これらを軸とした行動計画、あるいは建設計画を策定し計画に沿った予算を編成いたしました。

また、現状、抱えている懸案事項や地区要望については、財源措置可能な場合は対応を図っております。

加えて、第5次振興計画には、具体的な施策として出産、子育て環境の充実、ICT活用による教育環境の整備、農業従事者支援、新規就農者育成、地域循環共生圏のビジョンをつくり実践、観光ビジョンによるツーリズムの実践、デジタル化の推進、あるいは、健康寿命の延伸、防災組織の強化などを盛り込んでおります。

議員ご指摘の重点についてですが、重点的に取り組むべき項目は、人口減少対策と地方創生の推進としており、前に述べました4つの基本目標がこれに対応するプロジェクトであります。期せずして、今、全国で注目されている人口減少対策であり、福島県もこの対策に取り組むべく、会津地方振興局に専門部署を設置し対応に当たっていくとの発表もありました。本町としては、この課題については重点的に取り組むべき施策と考えております。よろしくお願いします。

○議長 再質問を許します。6番、大竹克昌議員。

○6番 まずもって、長い答弁、ありがとうございました。

私も、皆様が災害、雪害に当たっておられる姿を陰ながら見まして、大変だなと思っており、また、一議員として感謝申し上げます。小さな建物の損壊や1人が屋根の雪等で埋まったということで、亡くなることがなくてちょっとしたけがで済んだことは、大変よかったと思います。本当に職員の皆様には、仕事と言いながらも、町民のために頑張っていた、それには本当に感謝申し上げるところでございます。

今回、私がこの質問をさせていただきましたのは、質問やこれからの再質問を通して町に対して要望やお願いを少ししたいなということでやっております。

そういったところで、まず、今回、国や県から出されました災害救助法であります。これが適用になったというところが先ほど答弁でございましたが、災害救助法、皆様にとっても多分、初めてのものではないかなと思われまいます。いかにしてこの町に、町民のために使うという流れというか、考え方というか、相当な話合いがあったのかなと思われまいます。まず、災害救助法、憲法上、45項目もあって、その中の1つの障害物の撤去、備考の欄の雪害の場合は屋根に積もった雪なども放置すれば家が潰されるような場所を対象とする、そういったところで、1世帯当たり上限、私のは令和5年5月のものであります。13万

8,700円。ただ、その平均値を取ってお金をいただく、もらう、どんなふうになっているのか分かりませんが、そういったところで、まずはこの災害救助法ですが、町は下りてきたものをどう理解して要支援者、6件ですか、それに限定してそこだけをまずやったのか伺います。

○議長 総務課長。

○総務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、災害救助法ですが、2月7日で会津若松市がメインになりながら、やはりひどかった若松は1メートル、観測史上、初めて1メートル20となったということもあって、三島町も相当な豪雪になりました。会津の町村まとめて災害救助法に適用したいということで問合せがあった中で、うちのほうも災害救助法の適用に乗りますということで回答し、県のほうから国のほうに言っていた指定になったということです。

そこからの流れとしましては、県のほうからあったのは災害救助法の中で今、大竹議員のほうからあったとおり、雪による住宅等の倒壊のおそれのあるところの救助、災害救助法ですのであくまで救助ですという意味で、2月7日の豪雪によって救助しなければいけないような住宅があれば救助法適用にして経費を、大竹議員が調べているとおり13万8,000、私たちのほうには14万というお話は来ていたんですが、そのことの説明があった中で、私たち、豪雪対応している中でそういう説明会もあり、総務の係長のほうに聞いてもらっておりまして。

なかなかやはり、救助ですので、ゆっくりやっている場合でないということもあります。いろんなやり方がありまして、各町村では、早いところではチラシを出して希望のある方、本当に緊急でどうしようもないところとか、お金がない方、人がいない方という形でいろいろ要件はあって、その方を申請によりということもあったんですが、私のほうとしては時間もないということもあって、先ほど町長の答弁にあったとおり、災害時の要救護支援者の方がやはり、一番助けなければいけないという視点に立って、そちらのほうのまず確認を行いましょうということで、そちらからにいたしました。ただ、皆さん、こんなことを言ってはあれなんです、やはり雪に慣れてらっしゃるのか、各世帯、何とか頑張って玄関からの経路に関しては皆さん、それぞれ何とか確保されていたということがありましたが、その中でもやはり玄関部分も緊急時に人が入れないとか、そういう部分があった世帯が調査して分かったので、そこを業者さんのほうにお願いして、全て除雪ということではなくて、本当に緊急で退出できるような状況、屋根が潰れそうな部分があればそういうところを除去するということを対応したところでございます。

災害救助法といっても、やはり今、大竹議員からあったとおり、住宅の除雪に関して様々な取組がありますが、私たちとしては、とにかく要支援者をメインにそこから選出してやっていったということでございます。

○議長 大竹克昌議員。

○6番 大変私もそれは理解します。決して何をこうしたらいい、ああしたらいいというものではございません。皆様が初めて災害救助法適用になった時点でこういう行動を取った、それは私は理解しております。

ただ、奥会津地方そのもの、例えば、柳津町から三島、金山、昭和、只見も含めてでし

ようが、このくらいの大雪でこの適用、当たるとは思っておりませんでした。これはまさに会津若松市等々、日頃降らないところが一気に降った。そういったところで多分申請して、会津全体が当たったのかと思っております。そういったところで、今回こういう適用になり、今後、当たった場合、使えるようにしていただければと思いますが、今回、会津全域で約900件の申請、2月末あたりで約750件あたりが終わって、新聞等にも出ていましたが、只見町、金山町、喜多方市では間に合わなくて延期して通っております。私の知り合いもいまだに建設業者が入らない家が、入らないという連絡も聞いております。

そういった中で、今後は、三島町ももし救助法が落ちた場合もっと幅広く、900件のうちの6件ですから。もっと通ったと思うんです。そうすれば、この後に出てくる、社協でのボランティアを立ち上げてやっておりますが、そういったものももしかしたら法に当たったのかもしれないし、時間をおいてできたのかもしれないと思いますので、その辺はこれからいろいろ話し合っていていただいて、今後につなげていただきたいなと思います。

次に、細かい町民の声であります。国道、県道、町道の除雪の在り方というか、これは私が一般質問、何年か前にもした内容であります。国道、県道、町道の除雪。請負もあれば町独自でやっているところもあれば、各種様々でなかなか連携が取れないところでもございます。除雪する時間帯もなかなか、ずれてくるし、難しいのかもしれませんが、町道、県道が国道にぶつかる入り口、出口、そういったところで、時間のずれでどうしても、例えば、町道の除雪をきれいにした後に国道のダンプ除雪が来て、雪をでっこり入り口に置いていく。そうすると、通勤の時間に車が出られないわけなんですよ。大分、私も朝、目撃していますが、大騒ぎしている箇所がありました。これは今の話ではなくて、結構、雪降る年はこういうの、ざらにあるんですね。こういったのを少し町のほうから業者のほうに要請とか、強く言ってもらえればありがたいのですが、いかがでしょう。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 議員ご指摘のとおり、本豪雪、恐らく、私も確認したところだと、国道252から川井地区への入り口とグランド下のところですね。2か所ほど雪、20センチ近く、塊になって車の通行に支障があるということで、私たちも直接、職員がスコップ等を持ちまして行って排雪したという経緯もございました。

それで、今回、議員ご指摘のいわゆる国・県道、町道、いわゆる県の管理路線及び町の管理路線、主にですが宮下の建設業協同組合にそれぞれ発注しているところでございます。そのほか、町のほうでは桐の里産業株式会社に業務委託して除雪事業を行っているという現状でございます。それらの業者がそれぞれ連携してやれば、いわゆる後からもう1回、二度手間にならないのではないかとというご指摘かと思いますが、なかなか本豪雪におきまして、昨日、2月のそのときの除雪の日報が提出されましたので確認しましたところ、オペレーター、一番早いところで夜中の1時半から出ているということもございまして、平均の乗車時間が13時間ということがありました。長い方は16時間、ずっと乗りっ放しということです。話を聞きましたら、夜中に出て1回かいて、そして、戻ってきたらまた、やったところが30センチ、40センチ、積もっているから、もう1回かく。そして、やっと終わって、遅い朝ご飯を食べて再度、お昼前から出て行って夕方までやっていたというようなことがございまして。本当に今回なかなか、議員おっしゃることも分かりますが、な

なかなか難しかったのかなというところは認識してございます。

今後、そういったことを検討するのであれば、いわゆる業者に対してこうしてくれというよりも、県との連携をするしかないのかなというのが、私が考えるところでございます。昨今ですと、会津若松市なんか、ホームページで見たことがあるんですが、いわゆるGPSを除雪車にくっつけて、今どこやってるよというのが分かるようなシステムになっているのを今回、見たことがありました。それで、そういったところ、以前よりも話もありまして、導入も1回検討した経緯もございますが、なかなか金額、イニシャルコスト、導入コストとランニングコストが非常に年間かかります。それを今度、県と足並みをそろえてやっていくとなりますと、なかなか時間も要することになるので、まずできることを、一応県にも話はしたいなと思いますが、できることは、情報をいただいたら私たち、オペレーター、先ほど言いましたように、非常にもう路線を空けるので目いっぱいですので、そういったところで我々職員がまずできることからやって、少しでも排雪、除雪できることから始めていきたいなと考えておりますので、今回そういったことで住民の方にご迷惑をおかけしたことはおわび申し上げますとともに、若干時間はかかると思いますが、ICT、そういったことも含めたことも考えながらやっていければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長 大竹克昌議員。

○6番 あまり難しく考えないで、私が思うには、この辺、滝谷さん、佐久間さん、羽賀さん、やられている方は大概知っている方なので、出入り口の部分だけちょっと、車1台通れるくらい空けてもらう、またはかかない、そういったところで話をしてもらえれば通るのかなと思います。課長さんが言うとおりの、今回の雪は大変だったということで理解はしております。なお、その辺は要望していただきたいと思います。

次に、それを含めて、一気に降った雪の壁、ものすごい高さに今回はなりました。それを踏まえて、入り口、出口、あまりの高さでありまして直角な壁になりまして、出るのに非常に皆さん、苦労したはずです。特に高齢者の多いこの町は、高齢者、軽自動車に乗っている方が多く、車高が低く、壁が高く、目が見えない。雪で真っ白です。そういったところで、三島町は直線道路が多く、飛ばしている車が多い。右、左、見えなくて、出るに出られない。出ようかと思うとクラクションを鳴らされる。事故が起きなかったからよかったと思うんですが、ちょっとした除雪だと思うんです。壁をちょっと倒すだけでも全然違うと思うので、そういったところの要望も、ひとつお願いしたいなと思います。

そこから話はまた飛びますが、それを踏まえて三島の桐の里スタンド、この出入口もかなり見えませんでした。これは、言ってもなかなか雪をかいてもらえないというか、皆さん、出入りに苦労していましたので、そういったところも、町のほうで気がついたらやってもらえればよかったのかなと思います。お願いしたいと思います。

スタンドの話が出たので、今度はスタンドのほうに行きますが、いろんな議員さんから今回、燃料がなくなったと。大雪のときに燃料が入っていません、ありません、簡単に働いている方に言われた方が町民の方も多くおられたみたいです。そもそも桐の里のガソリンスタンド設立というか、造るに当たりまして目標、東日本大震災を踏まえまして燃料が

なくなりこの町に備蓄しよう、いざという時のためにスタンドで何とか町でやっていきましょうという目的がありました。今回の雪害も災害であります。そういったときに燃料がなくなるというのはあり得ないことだと私は思います。いろんな事情があったかもしれませんが、大雪が降る予報は分かっていたわけで、燃料なくしてスタンドを造った意味が全くなくなると私は思います。もっと言えば、町民のために備蓄してほかに放出しない。町民にしか燃料は出しませんよ、そういったものも今後こういう災害が起きた場合、決まりをつくってやってもいいのかなんて思うんですが、いかがでしょうか、副町長。

○議長　副町長。

○副町長　スタンドの燃料についてですけれども、まず、こちらのほうでなくなったというお話は、やはり豪雪ですね。いわゆる新潟からタンクローリーが来て補給していく、それが二、三日おきということでやっておりましたけれども、高速道路が通行止めだと。業者のほうでは今度は、新潟が駄目ならいわきといいますか、浜のほうから持ってこようということで浜のほうから回しましたけれども、ドライバーでしょうか。会津の雪に慣れていない、豪雪ですからかなり厳しい道路だったかとは思いますが、途中で事故になってしまったというようなこともあります。

基本的に備蓄については、若松にうちのほうの契約している卸の業者がいるので、その卸業者のところにタンクもあるということで、直接こちらのスタンドから若松まで補給しに行つて。ただ、ローリーが2キロの分ですけれども、2キロの分ですと除雪車ですと二、三日もつだろうということで。ガソリンは、たしかなくなったというようなこともありましたけれども。本当に災害のときに配れるというか、ではほかのスタンド、どうなっているんだということ、やはり容量が多いということです。三島で整備するときには、やはり事業費の関係もあったし、企画に合うような形でタンクも少ないところから、若松の卸の業者の方もそこは認識していただいたので、三島の分については、若松でも優先的に回すということで協議しておりました。ただ、先ほど言いましたように、根本的にローリーが供給地といいますか、新潟のほうから入ってこれなくなった、高速道路が通行止めになった、道路が通行止めになった、若松の卸でもタンクもなくなってしまったということから、皆さんにご不便をおかけしたということでもあります。

そういった諸所の事情があつて三島のほうで燃料が一時なくなったということで、いろいろとその後、対応を取れるのかということを研究しましたけれども、何か1,000リッター程度だということらしいです。臨時的に置く備蓄といったものは、消防署とか関係機関の情報を取っても1,000リッターくらいですから、あまり足しにはならないなというようなことなので、それについて、あとほかに何か方法があるのか。それは今後、検討ということになります。基本的には災害で、東日本大震災では皆さん、経験しましたけれども、どこに行っても燃料がなかったと。新潟に行ったら補給してきたという話も聞きますけれども、そういった状態で、三島の場合は、タンクが少ないのでなくなったというのが早く出たということなことです。だから、あの状況が続けば、やはり柳津町も金山町も昭和村も同じですけれども、燃料は補給できなかったらということなので、それらも踏まえて連携できるのかどうなのか、そういったところも検討していきたいと思っております。

○議長　大竹議員。

○6番 注文の仕方というか、ちょっと分かりませんが、早め早めに、なくなる前に。なくなってから注文するのか分かりませんが。絶えず備蓄という意味で、やはりありませんではこのスタンドは通用しないと思いますので、造った目的が町、住民のために備蓄する、そういったものもあったと思いますので、いろいろ入れて、早めに入れる、満タンにしておく、そういったものを心がけていただきたいと思います。その辺はいろいろ考えて、やり方があると思いますので、お願いしたいと思います。

○議長 町長。

○町長 状況が、ちょっと認識が違うなということですが。違うということで答弁させていただきますけれども。スタンド自体がやはり、多く使うときは二、三日でもうなくなりますので、いわゆる何日、来てください。注文とかがあるので、それを予想して何日補給するということになっているので。なくなってからローリーを呼ぶわけではなくて、既に二、三日前から予約してやっている。それで、予約して来る日がそういう状態になってしまったということになってしまったので、空になってから注文したわけではないので、そのあたりは計画的に給油をしているということでご理解いただきたいと思います。

○議長 大竹克昌議員。

○6番 その辺は理解しております。

早め早めに計算して入れていただいて、なくなることをないように、ましてやこういう災害、雪害のときにそういったことが起きますと大変なので、その辺はよろしく願いたいと思います。

話が अच्छ行ったりこっち行ったりで少しあれですが、今回、県のほうで雪害対策補正予算、今日の新聞は出ていなかったか、昨日あたり発表になったかと思うんですが、その金額とか町のほうに来ていますか。

○議長 総務課長。

○総務課長 まだ今のところはあれなんです、やはり豪雪、雪対策で特に言われるのは、特別交付税のほうやはり雪がひどい場合は、普通だと年間で1回、2回くらいなんですけれども、今もう2月分をどんどん何回も申請してくださいということで、今、多分5回くらいですね。2月分の除雪経費についても県のほうに報告しているので、多分その分になってくるのかと考えております。

○議長 大竹克昌議員。

○6番 私も行政がはっきり言わない限り、私が聞いた話でしゃべるわけにはいきませんが、多分、昨日、補正予算、11億あたりついたのかなと聞いておりました。ただ、それが何に当てはまるのかは全く分かりません。罹災証明された方、またはビニールハウス等、農業のほうでハウス等、壊れた方、そういったものに当たってくるのかなと思います。ぜひ、全額そこから出るのではないと思うんですが、国も全く今回のこれに予算を出すような話はないので、県と町で支援を出してこういったものを助けていくのか。今後の話になってくるとは思うんですが、遅くならないように、もし来たら早め早めに対処してもらえればいいのか。ましてやビニールハウス、今回の説明だと米を作っておられる方、育苗ハウスだったら急がなくてはいけなし、カスミソウも雪が消え次第、始まるので、やはりハウスがなければ大変だろうし。物価の高騰になっており、多分JAさんで

もハウスの資材がないんですよね、今。そうなってくると、農業関係に従事する人たちは、大変今年苦慮するのではないかと思います。そういったところで、町の支援、話し合いというか、早めに進めていただきたいと思います。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 議員ご指摘のとおり、昨日夕方、県のほうでいわゆる豪雪に対する特に農業支援のほうが発表されまして、すみません、金額も今、私、定かでなかったんですが、多分11億、1と1という数字があったのは覚えております。

その中身としましては、倒壊したハウスに対する支援という内容がメインでございまして、三島町の被害状況……（ベル音あり）

○議長 ちょっと待って。

はい。

○産業建設課長 それでは続けます。

三島町の被害状況でございますが、カスミソウ農家の方、4軒から話がございまして、我々も現地調査させていただきましたところ、現時点で33棟のハウスが被害を受けております。ただ、これはまだ全部ではございませんで、いわゆる道がまだ開通していなくて行けないというハウスもございまして、そこらは状況確認できるようになり次第、確認していきたいと思っております。そのほかに今回、畜産の方、新規に始められた方も一部、建物被害を受けたという報告も受けてございます。

その中で県が昨日示してきました補助の内容ですと、県のほうで3分の1を補助します。併せて、町のほうでも上乘せしてくださいというような内容でございました。ただ、これは本当に概要でございまして、まだ具体的な中身には至っていないという状況でございます。今後、農林事務所のほうでは、状況、もう少ししてから現場確認に行きますというような内容も含まれておりますので、今後、県と連携しながら、先ほど議員からもご指摘、ございましたとおり、本当に雪が解けますとすぐに始まりますので、生産者の方々も一日も早い復旧したいので支援をお願いしますということも来ております。併せて、JAのほう、先月末にハウスのそういった部材のほう、早期の発注といったものを確認したいので、部材の必要な量を上げてくださいというような内容も各生産者のほうに行っておりますので、県、町、そしてJAが連携して早急に被災された方々の支援を行っていききたいと考えてございます。

以上です。

○議長 総務課長。

○総務課長 先ほどの災害救助法に関しては、総務のほうで今やった世帯からはどんどん請求書が業者さんから上がってきていまして、すぐに対応できるよう取り組んでおります。あと、ボランティアセンターであったり、あとは職員の時間外であったりと、いろいろ説明を受けて対応できるお金、こういうものがありますということがありますので、そういうものはすぐにまとめて出していきたいと思っています。

○議長 大竹克昌議員。

○6番 いろいろもっとあれだったんですけども、時間がなくなってきましたのであれですが。災害救助法で助けられた方、お金が国のほうから払われてやってもらったと。そ

ういったところで、総務課長がその中でおっしゃっていた自分の力でやった方、または、親戚の方が来てやったとか、そういったところがございますが、やはり公平性を保つために今回、災害救助法が出るくらいでありますから、町独自の支援、そういったものを、こういう場合は予算が厳しくても、お金がなくても出すべきだと私は思っております。全員協議会で聞いたときに、出す予定はありません、そういうふうに言われましたが、一口で言う全町民、世帯主でもいいでしょう。燃料代とか、例えば屋根の除雪、業者に頼めば個人的に頼めばとんでもない額がかかる人もおられます。ローンを組んだり、借金してまで家を壊さないためにやった方もおられると思います。そういう人のためにも、公平性をもって少しでもやはり支援金、私は出すべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 例えば、昭和とか金山とか、単独で出すかどうか。ある面では国庫の財源もいろいろなところから使う可能性があると思いますから、総務課長とか、あるいは課長たちと相談してやはり早い結果を出していきたいと思っております。

○議長 大竹克昌議員。

○6番 よろしくをお願いします。

今回の雪害に対して最後のお願いというか、話になりますが、三島町消防団の立場がございます。これも町長命令で団長のほうに行って動くわけですが、今回、救助法が出るくらいです。雪害、災害です。雪が降り続かないからよかったものの、これが降り続いて家が倒壊した、または、雪が積もっている状態で地震が来たなんていったら、とんでもないことになっていたはずなんですね。即座に動いて行動する。やはりいろいろな問題があるかもしれませんが、消防団も動かす、そういった、条例まではいかないでしょうが、動かす町の方針というか、そういったものもあってもよかったのかなと思うんですが、検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 各町村の状況を確認したところ、消防団が出て除排雪をしたというところもあったそうです。ただ、大竹議員、ご存じのとおり、消防団員もなかなかやはり、皆さん、仕事を持っている中ですし、豪雪ですと、火事とかそういう部分と違って、本当に全ての世帯に対応しなければいけないとなると相当な対象件数にもなりますので、なかなかやはり判断は難しくなってくるのかなと思います。本当にその中で救助しなければいけない状況が発生したときは、やはり消防団の方をお願いしなければいけない事例も出てきますので、他町村でやっているような除雪とかとなると、なかなかやはり大変かと思っておりますので、起きる状況を想定して消防団の人にはここに、豪雪の際、ここに消防団の人は行ってほしいというのは、検討しなければいけないかと考えております。

○議長 大竹克昌議員。

○6番 その辺は検討していただいて、お願いしたいと思えます。

先ほど一番最初の町長の挨拶の中で気になったのですが、燃料の支援を行いますと町長、おっしゃいましたが、この災害において燃料の支援をどこに、全町民なのか、全家庭なのか、頼まれた方なのか、こういったものなののでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 町長答弁の中では地区支援という中で、地区の区長さんにお手紙は出させていただいたんですけども、地区で集中排雪なり地区での除雪をやった際の機械を使った場合の燃料代とか、機械を使いたいののでリースしたいとか、そういう部分は町に請求してくださいということをお伝えしてありますので、その部分です。各家庭に燃料の分をお支払いするというものではございません。

○議長 大竹克昌議員。

○6番 分かりました。

ぜひ今後、対策本部はまだあると思うんですが、解散時には、また今後についての打合せがあると思います。いろんなものを話し合っていて、今後の災害に向けて備えていただきたいと思います。

次になりますが……

○議長 ここで申し上げますが、持ち時間、あと2分少々でありますので、まとめてください。

○6番 分かりました。

2問目、予算について質問するわけでしたが、一口で。次、五十嵐議員さんも予算のことを質問されると思います。中身は多分、一緒だと思います。町民のため、町民に合った予算を組んでいただきたい。それを言いたかったわけです。町民が安心して暮らせる予算。いろんな事業がございますが、なかなか今の町長さん、やりたいことがいっぱいあります。やりたいことで使うところがいっぱいあって、削るところがない状態になっているのかなと、そんなふうにも思われる。これから何年か後、予算が果たして組めるのか。綱渡りしている状態はいいが、綱が渡れなくなったときが大変だと思います。今後、三島町のいろんな建物、土地、投資、事業、本当に見直す時期が来ているのかなと私はつくづく感じているところであって、皆さんと、議員もそうですが、一緒になって今後の三島町を話し合っていないと、なかなか削る部分ができないというか、大変なのではないかなとすごく思っているところでございます。今後、先ほど言ったとおり、町民のための予算、または、町政に勤める新しい職員の方のこれからの新しい意見、予算がないということで消されることのないような予算編成、そういったものを心がけていただきたいと思います。

○議長 町長。

○町長 県と私もいろいろルートがあって、財政状況ということでなかなかきついなというようなことで、三島ばかりかという、やはりこういう町村はどちらかというときついんです。でも、やはりお金を使うということは町民のために、議決を得ながら町民のために使うということだから、本当にそれが正しいのかどうかということも、今度慎重に考えていかなければ駄目だなというふうに、今、指摘あったように、そういうふうに考えます。

あと、課長さんや職員の名誉のために、本当に私、いわきのほうの近くに行くと、いや、三島が、私は、テレビは見ていないから、テレビに出たとか、東京の人から電話があって、郡山の人から、ちょっと知っている人が、あれだけ三島でいわきの人がああいうのやった

んだなということで、首長の会議でお褒めをいただいたんです。例えば、柳津の町長、只見の町長とか、猪苗代の町長。いや、やっぱりいわきの大きい1つのあれば、いわきの専門官が3人来て、毎日ご指導いただいたということ。あと町民が、やはり課長たちがしょっちゅう対策本部を開いて課長が連絡を取りながら、あと課長は町民課を動かして、あるいは全体を動かして本当に一生懸命やったんです。だから、動かせと言うような、あまり言わないけれども、いろいろ質問の中でやはり努力したなというふうに考えておりますので、しかし、今度いつ何時こういうような災害が起こるかもしれませんから、もうちょっとスムーズにやりたいなということでございますので、ある面では、こんなになる必要はないですけれども、やはり今までの反省をしながら頑張っていきたいと考えておりますので、議員の皆さんもよろしくお願いします。

○議長 時間になっておりますので、簡潔にお願いします。

○6番 分かりました。

いや、何でもございせんが、私が2つ目、予算について質問しながら、時間がなくなってしまった。大変申し訳ございませんでした。五十嵐議員さんがこの後、予算について質問されると思いますので、そちらに予算の質問を託し、私の質問を終わります。

○議長 これで6番、大竹克昌議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。昼食休憩を取りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、13時15分まで昼食休憩といたします。(午後0時12分)

◇

◇

◇

○議長 再開いたします。(午後1時15分)

次に、馬場 学議員の一般質問を許します。1番、馬場 学議員。

なお、馬場 学議員の持ち時間は、ただいまから2時15分までといたします。

○1番 1番議員、馬場 学でございます。まず初めに、豪雪対応、大変ご苦労さまです。豪雪対策、令和7年度の予算については質問がございますので、今回は全員協議会において町長より説明がございました会津桐の振興について今回、質問させていただきます。

三島町における会津桐の生産は、合併前の旧宮下村の時代、明治の頃から桐の栽培や桐材の販売に力を入れてきた歴史があります。特に旧宮下村産の桐は品質が日本一とも言われており、当町に限らず、会津地方全体の特徴的な産業の1つとして発展してきました。加工面では個人での加工が主流でしたが、昭和59年には町が桐たんす工場を整備し、平成9年には会津桐タンス株式会社を設立するなど、桐製品の開発、販売に積極的に取り組んでまいりました。

また、桐ドクターや桐専門員の配置、近年では町内の建設業者が桐の栽培・販売に参入するなど、官民一体となった桐産業の振興策を進めてきました。しかし、近年は、外国産の安価な桐材の輸入や国内における需要減少の影響を受け収益が十分に上がらず、産業として厳しい状況が続いております。

このような状況を踏まえ、産業の面においてはこれまで多くの質問をしておりますので、私は、文化の面について町の取組についてお伺いいたします。

(1) 文化財保存への活用と支援策。

桐材の特性を生かし、文化財や美術工芸品を適切に収納保管するための箱や棚、収納家具などの製作、活用を促進する取組があるのでしょうか。

②町や県として桐材の文化財活用を推進するために、文化庁や関係機関とどのような連携を図っているのか。

(2) 教育、伝統、伝承への取組。

町内の子供たちや若い世代に対して会津桐の歴史や文化財価値を伝える教育プログラムはあるのでしょうか。

以上のことをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長 答弁を求めます。町長。

○町長 1 番、馬場議員のご質問にお答えいたします。

桐は、日本古来より貴重な特用林産物として使用され、大切なものを保存するための素材として人々の中で高貴な存在であったことは現在でも確認することができます。優秀な功績を残された人々を賞するときに用いられる表彰状のシンボルマークは桐の葉と花をモチーフに描かれており、皇室の紋章にもなっております。この日本を代表する桐が最良の地と選んだのが三島町です。

三島町では、この貴重な会津桐をさらに振興させるべく、桐職人を養成し会津桐タンス等を加工、販売を進めてきました。また、桐ドクターや桐専門員を配置し、桐栽培の普及・指導にも当たってきたところであります。しかしながら、昭和47年・48年の金の木と呼ばれ高騰した時代から、安い外材が輸入され価格が下落し、所有者の生産意欲も減退し、現在に至っております。

さて、1 項目 1 点目の質問ですが、会津桐製品を文化財等の収納箱への取組ですが、既に国立博物館や美術館、あるいは、九州にある太宰美術館からの受注により製作、納入して高い評価を得ております。今後も引き続き良質な桐製品を納入していきたいと考えております。

1 項目 2 点目の国等の関係機関との連携ですが、西方共有財産区の黒男山など、大石田共有財産区の桜峠の桐材については、平成28年3月、文化庁のふるさと文化財の森に指定されております。また、昨年12月には、文化庁職員2名と県の文化課職員1名が来町し、会津桐の栽培、あるいは伐採、加工、製品販売までの流れを視察しました。職員来町の理由は、文化財の収納箱等に使用される会津桐の資源確保、安定供給を目的とした補助事業の提案があり、現在、国と県と補正での事業要望を準備しております。

2 項目めの伝統継承への取組ですが、町では県の森林環境交付金事業を活用して、毎年三島小学校3・4年生と三島中学校1年生に対して会津桐の植栽地において会津桐の森林環境学習を開催し、会津桐の栽培方法を学習しております。その後は、会津桐の丸太や板の状況を確認してもらって、会津桐タンス工場の見学を実施して、植栽、あるいは、保育、伐採、製材、加工の流れを学習し、子供の頃から町の特産品である会津桐を知るきっかけづくりに取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長 再質問を許します。馬場 学議員。

○1番 答弁ありがとうございました。

それでは、第1項目について再質問いたしたいと思います。

受注実績の詳細についてですが、国立博物館や美術館等からの受注実績があるということですが、具体的にはどのような施設でどのような桐製品を納入したのか。また、過去の事例を詳しくお聞かせください。また、これまでの納入数や取引先からの具体的な評価についても教えていただけますか。

○議長 特命担当課長。

○特命担当課長 文化庁からの委託事業ですが、町の教育委員会で平成2年から3年度、こちらのパンフレットの、これが文化財で、この後ろのこの分が桐製品になっています。2年から3年で製品を5個、単価的には10万から20万ぐらいまでの間、それを5製品納入しております。それ以外は、いわさきちひろ美術館とか、先ほど町長からの答弁にあった博物館等、直接桐タンスに注文するのではなくて、そちらの博物館とか美術館から受けた業者さんが下請けで会津桐タンスのほうに納入しております。単価的にも、京都といった桐材の工芸のほうに頼むより、会津の桐タンスのほうは安くて製品がいいということで、大変高評価を得ているような状況です。

以上です。

○議長 馬場 学議員。

○1番 そういうことで取り組んでいるということで、分かりました。

次に、安定した受注、販路拡大の取組についてですが、私はこれが一番重要なのかと考えております。そこで、現在、一定の受注があるということですが、継続的に取引を確保するため、施策は検討されているのでしょうか。例えば、さらなる市場拡大や新規取引先の開拓、文化庁や他の国公立機関との協議の場などの設置など、どのように取組を進められているのでしょうか。

○議長 特命担当課長。

○特命担当課長 先ほど言ったように、会津桐タンスが直接文化庁とか博物館、美術館から仕事を受けているわけではなくて、それらを入札によって取った業者さんのほうから下請けで会津桐タンスのほうで製品を納入しております。ですので、製品の注文があつてから作るということで、今現在、試作品等の検討はしておりません。ただし、注文が来た場合、会津桐のいい製品を使って材料を供給して高評価を得ております。

今後、この前の全員協議会でもお話ししたとおり、会津桐タンスの経営がなかなかうまくいかない。売上げが伸びないという形なので、その辺について営業、売上げ確保のためにこういった文化財の収納箱等に新たな販路を設けて、会社と相談して積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○議長 馬場 学議員。

○1番 ありがとうございます。

では、次に補助制度や行政支援の活用についてですけれども、現在、受注に関しては民間の業者が主体となっているかと思いますが、町や県として補助制度を活用した技術開発支援や展示会、商談会への出店支援などの具体的な行政支援の計画はあるのでしょうか。

○議長 特命担当課長。

○特命担当課長 令和6年度事業で県の木材関係の補助事業、事業費的に300万、受注しています。漆をやっている星さんとか、植物性の樹脂を使った製品を作っているユウアイという会社がありますので、そちらのほうと会津桐タンスの3者で連携して補助事業を申請して今年、実施しています。今年、秋の工人まつりとか秋の工芸館のイベントでも出展して、見た方もおられると思うんですが、器、ビールグラスとかに漆と樹脂をちりばめた製品等を販売しております。こちらの製品につきましては、今年の1月にタイのバンコクにおいてユウアイのほうで桐製品とそういった漆とか樹脂を活用した小物を持って行って展示会をやったところ、非常に大変好評だったという話も聞いております。その補助事業、3年間はできますので、来年も県のほうに申請して引き続きそういった商品の開発、展示販売をやっていききたいと考えております。

○議長 馬場 学議員。

○1番 ありがとうございます。

次に、文化庁や関係機関との連携、支援策について質問したいと思うんですが、まず、ふるさと文化財の森の指定の活用についてですが、黒男山や桜峠の桐林がふるさと文化財の森に指定されているということなんですが、この指定を活用して資源の適正管理やブランド価値の向上に向けた具体的な取組が行われているのでしょうか。また、文化庁と県と連携した今後の活用方針についてお聞かせください。

○議長 特命担当課長。

○特命担当課長 ふるさと文化財の森に指定された後、平成30年だか29年に1年間だけ文化財関係の補助事業を活用しました。中身的には、通常、毎年やられている下刈りとか芽かき等の森林の整備について助成を受けました。その補助率が50%でした。

今はその事業については、国の森林環境譲与税を使って100%補助しておりますので、文化財関係の補助より森林環境譲与税を使ってやったほうが町の財源的にも有利だということで、そちらのほうの事業を実施しております。

文化財の森の補助事業というのは、保育関係だけですので、それ以外のものについてはその当時はできなかったんですが、町長答弁のほうにも書いておりましたが、昨年、文化庁の職員2名と県の文化課の職員1名が来て、桐の工程を全部見ていきました。答弁書にも書いてあるとおり、内容的には文化財の収納箱として貴重な会津桐の資源確保、安定供給のための事業を補助事業として、これはあくまで文化財として活用できるものについてのみなので、会津桐タンスの運営資金にはならないんですが、文化財の購入する材を買った経費、あと製材経費、桐を植栽して手入れした経費、そういったものが補助対象になりますので、一応、毎年当初予算に計上するのには国に11月に要望しなければいけないんですが、今年来たのが12月ということで令和7年の当初予算には間に合わなかったんですが、補正で今、予算計上するということで、国・県と計画書のほうを作成して今、準備を進めている状況です。

以上です。

○議長 馬場 学議員。

○1番 答弁、ありがとうございます。

今の答弁の中で、ダブると思うんですが、昨年12月、文化庁より県職員が来町し会津

桐の一連の流れを視察したということですが、視察後の評価、意見交換の中でどのような課題や可能性が指摘されましたか。それとまた、町としてその指摘をどのように受け止め対応していく予定でしょうか。

○議長 特命担当課長。

○特命担当課長 町内には桐関係の業者さん、3業者あります。1社については、自分で桐苗を作って育てて桐材を伐採している業者さん。もう一つは、桐の製品を作っている会津桐タンス。あとは、桐の伐採をやっている業者さんがありますので、その中で一番有利なのは、桐を育てて伐採して製材して板にしている会社さん。こちらのほうは、その事業のほとんどが補助対象になるという話でした。会津桐タンスについては、あそこにある製品が全部、文化財に出していれば問題ないんですけども、今のところ一部だということで、その辺なかなかちょっと、採択は厳しい。あと、桐を伐採している会社さんも、その伐採費用。

この補助事業については、自分の会社で自己資金でやった、自前でやった作業は補助対象にならず、外部に委託で伐採とか手入れをお願いした経費について補助が出ますので、自分の自社作業員がやった作業については補助対象になりません。そういった話をしたところ、会津桐タンスの現状をよく分かった。今のところ、補助なしでやっているということなので、来年、財源的にはあるので補正でもいいから要望してほしいと逆に国のほうから言われましたので、今、申請準備をしているところでありますので、順調であれば4月に申請をしまして、6月補正に通れば予算計上したいと考えているところであります。

以上です。

○議長 馬場 学議員。

○1番 答弁、ありがとうございます。

今、補助事業というのが出たんですが、具体的な内容と進捗状況について、再度お伺いしますけれども、補助事業というのは原材料管理等、新事業のことでよろしいんですか。

○議長 特命担当課長。

○特命担当課長 原材料管理支援等事業です。こちらにつきましては、20名以下の事業所であれば7割補助になるんですが、それ以外であれば50%。1年目なのでどんな関係でどういう下処理を上げていいのかというのは疑問なので、一番素直な植林から伐採、製材をお願いしている佐久間建設さんを対象に今現在、申請書類を作成しています。一応、要望書のほうは1月に出したところなので、4月までに申請書を取りまとめて国のほうに申請したいと考えております。

○議長 馬場 学議員。

○1番 ありがとうございます。今の答弁ですと、支援内容または補正予算での事業要望を準備していることですね。その具体的な規模やスケジュールについても、そのような形で進んでいるという認識でよろしいでしょうか。

○議長 特命担当課長。

○特命担当課長 1月の要望段階では、佐久間建設さんがやっている桐の手入れの薬剤関係、肥料関係の購入費、あと作業についても、事業協同組合とかに委託して一部手伝ってもらっているところがありますので、その費用。あと、桐の伐採経費。桐の丸太を製材工

場に運んで、製材工場から引いた板をまた自社の工場に戻ってきますので、その費用で、要望した額で450万ぐらい。佐久間さんのほうから、森林事業部で申請すれば7割補助になるんですが、一応、初年度で初めてだということで、会社申請にするということで、5割補助でもいいということで今、準備を進めています。もしこれが森林事業部ということで申請するようになれば、通帳とか皆、別にしなければいけないので、なかなかその辺、会社のほうの準備が初年度は整わないということで、まずは5割補助でもらって、慣れてくれば7割申請したいということで準備を進めております。

○議長 馬場 学議員。

○1番 どうもありがとうございました。

補助事業の要望に向けて国・県との協議を進めているということですが、今後の協議のスケジュールや事業採択の見通しについてどのようにお考えでしょうか。また、町として事業採択を後押しするために今後どのような追加の取組を行う予定なのか、お聞かせください。

○議長 特命担当課長。

○特命担当課長 12月、国の文化庁の職員2名、来まして、いろいろお話を聞いたところで。当然、国に申請するんですが、その間に県と町という2つの組織がありますので、その辺について、ヒアリングとか予算立てとかありますかと国の職員に聞いたら、いや、ないです、私ら、来て、確認したんで、予算はつけますというようなその当時の話だったんです。しかし、国や県の組織なので、担当者がいいと言ったから予算がつくわけではなくて、実際、要綱要領に基づいて補助金の申請とかがあります。今現在、会社さんと相談して申請書の案を今、作っているところです。来町された2名の職員からすると、こういった桐栽培、木の手入れ、こういった桐の流通するのが分からなかったもので、こういったものの、資源を維持存続するための事業でつくったので、採択は大丈夫ではないでしょうかと当日の口頭での回答でした。ですから、恐らく予算、つくのでないのかなと思っています。

ちなみに、要望書、つくったもの、上げたんですが、それについて全然、手直しとかこうしてくれというのはなかったもので、今その要望書を基に申請内容を取りまとめているところであります。

○議長 馬場 学議員。

○1番 答弁、ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、本日、答弁を通じまして、会津桐の受注実績や今後の販路拡大への取組、さらには文化庁の補助事業の活用可能性について、町がしっかりと状況を把握し積極的に対応していることが確認できました。特に国立博物館や美術館等からの受注に関して、具体的な納入する実績や評価を詳しくお聞きすることで、会津桐の技術が高く評価されていることも改めて認識いたしました。

また、今後の安定した受注の確保や市場拡大に向けた施策についても、具体的な方向性を示していただき、大変心強く思っております。

さらに、ふるさと文化財の森の指定の活用についても、文化財の収納箱などの適した高品質な桐材の供給体制を整え、ブランド価値を高めるための取組が進められていることもお伺いいたしました。

このような資源を守り適切に管理しながら産業振興につなげていくことは、地域経済の発展だけではなくて、文化財保護の観点からも重要であり、今後の具体的な成果が期待されます。

また、昨年12月に行われました文化庁及び県職員の視察を踏まえた今後の展開についても、貴重なお話をいただきました。視察を通じて指摘された課題や可能性を町としても真摯に受け止め、補助事業の活用も見据えた施策を検討されているということですので、町が主体的に国・県との協議を進めていく姿勢が伝わってまいりました。特に補正予算での事業要望について、スケジュール感や具体的な進捗についてもお示しいたいただき、事業の実現に向けた力強い取組を確認できたことは、大変意義のあることだと思っております。

今後、国や県との協議が進む中で、町としてさらにどのような取組を行うべきか、引き続き議論を深めていくことが重要であると私は考えます。補助事業の採択に向けた戦略的なアプローチや関係機関とのさらなる連携の強化、さらに、町内の事業者や職人の皆様により活用しやすい支援策などの検討など、引き続き積極的な取組を期待しております。

会津桐は、やはり長い歴史を持つ地域の重要な財産であると考えています。単なる産業資源だけではなくて、文化財の保護や伝統の継承という側面からも大変価値のあるものではないかと思っております。このすばらしい資源を未来へとつなげていくためにも、町が引き続き国や県と連携しながら地域の皆様と一体となって取組を進めていかれることを私は強く願います。本日は貴重なご意見、ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長 以上をもちまして1番、馬場 学議員の一般質問を終了いたします。

次に、8番、五十嵐健二議員の一般質問を許します。

なお、五十嵐健二議員の持ち時間は、ただいまから2時42分までといたします。

○8番 まず、一般質問を行う前に、今回、災害救助法が適用になるぐらいの本当に大きな災害となったこの雪害、これに対して町当局をはじめ除雪をしていただいた皆様、そして、ライフラインを復旧していただいた皆様方に心より感謝を申し上げたいと思います。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

私のほうからは、令和7年度の予算について伺いたいと思います。

令和7年度の予算については、様々な部分で抑制されている予算であると思われ、その予算について町長の考えを伺い、また、次の点について伺います。

(1) 現在、行われている振興計画について、見直し等はあるのか。

(2) 様々な事業において予算が少なくなることで、町民へのサービス低下につながることはないのか。

このことについてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。町長。

○町長 8番、五十嵐議員のご質問にお答えいたします。

令和7年度の予算は抑制されている予算であると思われるがその考えはについてですが、令和7年度予算については、予算編成指針に基づき各課より要望された施設、事業について財源を考慮した結果の予算であります。抑制された予算として見れば、毎年度要望された施策が実現できない状況ですので、抑制された予算であることはご理解いただきたいと

考えております。

7年度においては、大規模事業はないものの町道消雪事業や地区水道事業、国システム標準化関連事業においては実施しなくてはならない事業であり、この事業費が大きく、財源確保が課題でありました。また、公債費及び基金繰入金の抑制を視点に予算編成をしており、そこから歳入規模に合わせた予算編成を行っており、各課からの要望において緊急性の高いものから優先して計上し、緊急性のないものや当面、現状維持で対応できるものなど減額査定させていただき、予算編成をいたしたところでございます。

第1点目の振興計画の見直しについてですが、議員ご指摘のとおり、昨年ご説明した実施計画において行動計画及び建設計画において予算編成で減額した事業もありますので、今後、数値等の見直しがあり、予算成立後に再度、実施計画を確認し、見直しを行います。

第2点目の予算が少なくなることで町民へのサービス低下につながることはないのかについてですが、サービス低下につながることはないと考えております。予算査定では、厳しい財政状況の中で修繕や更新等を我慢していただくことや人件費において現時点で採用予定のない予算計上に関しては補正対応としていただき、地区要望においては、令和7年度の新たな地区要望と併せて補正計上で対応とし、減額といたしました。

以上のとおり、私たちが通常対応している町民サービスへの影響はないよう、予算を確認しながら査定してきましたので、議員ご指摘の町民サービス低下にはつながらないと考えております。

○議長 再質問を許します。五十嵐健二議員。

○8番 まず、確認しておきたいことがございます。予算編成に当たっては、直接住民の生活を左右するような編成となるわけですから、住民全体の福祉を念頭に置いて予算を編成していると思いますが、その辺のところはよろしいですか、それで。

○議長 総務課長。

○総務課長 今の町長答弁にもありましたとおり、町民生活サービスには影響のないように予算査定をしております。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 今回の予算の概要を見ますと、やはり公債費も大きいですし、人件費、これも大きいです。両方合わせると大体9億5,000万円を超える金額になりますし、それは全体の34%ぐらいになるのかな。そのぐらいのパーセンテージで予算の中に入っているわけですが、やはり私がこれを見て不思議だなと思ったのは、昨年の12月に12月定例において青木議員並びに吉垣議員のほうから今年度の予算編成について質問があったときに、町長答弁で緊縮財政という言葉を私たちは聞いております。それで、人件費と公債費については必要経費ですから動かすことはできませんが、物件費が異常に増えている。特に委託料が前の令和6年から比べると相当の金額になっているわけですが、これについてはなぜこのように大きくなっているのか、その理由を説明していただきたいと思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 議員ご質問の今の物件費、特に委託料ということですが、重点事業をご覧いただきまして、多分、五十嵐健二議員、ご覧いただいていると思いますが、性質別で見ていただいた脇に増加要因ということで記載させていただいております。特に委託料が多い

のは標準化システム、準拠システム移行ということで、国のクラウドに町のほうのシステムが入らなければいけないという部分がありまして、こちらに入るためのシステム移行のためのお金とこれからかかるランニングコストをプラスすると9,900万円という形でいつもより上がっておりまして、単年度で見ると7年度で9,000万円ですが、これからシステム移行のためだけで6,715万1,000円と上がっておりますが、これは8年度以降、かかりませんが、その後、毎年かかるランニングコストとしては3,293万2,000円がかかってきている。あと、大事な振興計画策定において920万円、上げておりますし、戸籍標準化についてもやらなければいけない部分がありまして、そういうものがどんどん上がっております。その他、使用料等、そういう部分も上がっておりますので、なかなかこれを削るというわけにもいかず、どうしても令和7年度においては、金額が上がってしまっている。6年度と比べると7,783万8,000円、17%の増となっておりますので。この後、8年度を見ると、これがずっと続くというわけではございませんが、7年度はそういうところで国のほうのシステムに入らなければいけないシステム系のものがありますので、どうしても上がってしまったということでございます。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 今回はいろんな理由で委託料も増えているという話なんですけれども、委託料については、昨年もそうなんですよね。2,000万円以上の増額になっているわけなんですけれども、委託料というのは結局、いろんな事業に対する委託料が含まれているとは思いますが、委託料の増加によってほかの事業に対する影響というのは、本当にまるっきりのわけですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 やはりどうしてもこちらがかかってくるとなると、歳入、入ってくる予算は限られてきますので、なかなかやはり、少し影響は出てくる部分はあるのかとは考えております。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 令和7年度の予算についてもそうですけれども、今年、今年度は国勢調査がありますよね。国勢調査をやれば人口が5年前から比べれば相当、人口の数も減っていると考えられます。そうすれば当然、人口に依存されている交付税、これも実際には少なくなってくるのかなと、そういうことが懸念されますよね。そうなった場合に委託料が、今回、特別こういう大きい上昇の仕方をしているわけなんですけれども、委託料の増加というか、昨年もそうですし、少しずつ増加しているという予算の編成を見ますと、委託料に関して見直し、あるいは、どうしても必要でないもののカットだとか、そういうふうな町としての考えはないんでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 総務課長査定におきまして各課からご意見いただいております。本当にこれだけかからなければいけないのかと。やはりどうしてもかからなければいけない部分、委託料、たくさんありまして、ただ、その中でも見直せる範囲があるということは、それぞれの課と話をさせていただいて、それは7年度に業者を変えとか、そういう部分ができるのかどうかを検討させていただきたいと思っております。ただ、なかなか大きな金額を減

少させるのは厳しいかもしれませんが、今までがこうだったからということではない視点で検討し直したいと思っております。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 皆さん、行政のプロですから分かると思うんですけども、実際、25億5,000万円の予算の中で依存財源がどのくらいあるのか。実際自主財源がどのくらいあるのかというのは、町のほうでは把握して予算を編成していると思うんですけども、自主財源が実際に少ない我が町にとっては、依存財源、いわゆる交付税とか何かは少なくなってくるということを考えると、今後の事業に大きな影響を与えてくることは予想されるわけですよ。

それでお伺いしたいのは、令和7年で前期振興計画が終了して8年から後期が始まるわけですけども、そういった中で、見直しではないですよ、予算的な問題で中の事業を変えていかなければならないというような状況にはならないのかなのか。その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 今、町長答弁、提案理由にもありましたとおり、4つの大きな目標、人口減少と地方創生推進ということで大きなテーマでやっておりました。ただ、そこも含めて7年度において見直していく中で、今、議員ご指摘の財政をベースにした考え方もちゃんと持っていないということですのでずっとやってはきているんですが、やはり基金等も厳しくなっておりまして、そこを重要と考えて計画を立てなければいけないと思います。

ただ、では普通の、全てのサービスだけやればいいのかということではないと思いますので、まちづくりの視点も含めて、財政も含めた中で振興計画を策定し、財政とも連動させながらまちづくりを進めていくしかないとは考えております。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 今後、財政が厳しくなるというのは、これから考えられることでありますので、振興計画に対しては前期・後期、様々な町発展のための計画でありますので、それができないようなことにならないような財政を考えていただきたい。平成19年問題、ありましたよね。そのときに町民にいろんなことで予算の削減、補助金といった削減で町民の皆さんにもいろいろ強いられてきたわけですけども、そんなことがないように、これから予算、カットできるところはカットしてやっていかなければならないのかとは考えるわけですけども。ただ、やはり物件費に関しての委託料、これに関しては、今後いろいろ見直ししていく必要があるのではないかなと考えております。公債費、人件費はもう必要経費ですので、これは動きませんので、これをいじるわけにはいかないのです、今回の令和7年度の予算を見ますと、その辺が非常に大きくなっていると考えます。ですから、予算編成の際には、あくまでも町民が主体だと考えますので、その辺のところの予算を削るような形にならないよう。

先ほど町長が町民サービスへの影響はないように予算、やりたいというふうに、やりたいというか、確認しながら査定をしてきたと答弁していましたが、この中で1点、私はこれでいいのかなという予算の編成があるんですよ。それは、今回、除雪費。令和6年は6,000万円。それでこのような災害になったわけで、4,000万円補正で出して1億円、

かかっているわけですね。それが、今回の予算では700万円ぐらいの予算を上げているわけですが、今まで令和4年から4、5、6と3年間、見た限りでは、大体5,000万円、6,000万円近くの予算を上げてきているわけですね。それがどうして今回に限ってこの金額なのか。除雪は今回、この大雪ではっきり分かったように、町民にとっては大変必要な予算であると考えられるわけですが、先ほど町長が答弁したように、町民サービスへの影響はないような予算を確認しながらというふうに話していましたが、この辺のところはどのような形でこういう予算を上げてきたのか、その説明をお願いします。

○議長 総務課長。

○総務課長 先ほど町長から答弁ありましたとおり、いつも予算編成すると各課から予算編成方針で前の年がある、それをベースにするではなくて、一旦考え方を直して新たに積み上げてくださいということでやっておりました。私も初めて予算編成を担当させていただきましたが、実際入ってくるお金はある程度、見えてきます。確定するお金がありますし、ただ、議員ご指摘のとおり、借金とか交付税とか控除とか、あと繰越金、基金からの繰入れが結局、今までは事業を組んでそれに当てはめて今、自分たちが持っているお金、借りられるお金というのを充てて予算を編成してきましたが、ただ、今の状況だとそれを言っていられない状況でありました。それは、皆さん、重点事業を見てもらうとおり、財政調整基金のほうに余裕がないという部分がありました。

これを実際に5,000万円と除雪費を入れてみた中でやると財調、なかなかそこに補助がないものですから財調を使わなければいけないとなると、財調の残りがもう、なくなってしまいうという状況を見たときに、では6月、9月のお金が見通せない中で補正予算が組めるのかとなると、なかなか大変だということもありましたので。まず、やらないということではなくて、当初予算をまず組んでやらなければいけないというのが至上命令というか、大前提だと思いましたので、なかなか、歳入を見て基金からの繰入れを残し、財調を残し、また、繰越金もちょっと上げながら、では起債も、もっと借りればいいのかということではなくて、起債を借りすぎるとまた必要なときに借りられなくなるという悪循環が起きますので、それを何とか抑えて歳入を確定した中で25億、26億くらいということが見えたので、その中で今度、歳出のほうを査定していくと、本当に桧原水道も1回に全部やりたかったところありますし、IP告知もやりたいところもありました。全て上げているととんでもない金額になってしまいましたので、そこを何とか削っていく中で最終的に来たのが、その時期、4月から必要でない部分で考えたときに、産業建設課のほうにも大変無理を言ってこれは一旦、落とさせてもらって、やらないことではない。本当に今、議員ご指摘のとおり、雪が降ったら必ずやらなければいけないことなので、最後のときは財調をちゃんと残しておきながらそれに対応すると。2月が来ますと決算が固まり繰越金、または交付税とかもまた増額とか、そういういろんな状況も見えてきますので、その時点でちゃんと除雪費を確保するという事で考えてやっております。ただ単に本当にサービス、お金がないからということもあるかもしれないですが、そういう当初予算を組んで6月から地区の皆さんの要望にも応えられるような予算を何とか組めるようにということで考えてやってきました。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 先ほど確認しましたよね。予算というのは住民全体の福祉を念頭に入れて立てていくものであると確認しました。

この予算を見たときに、果たして住民のサービス、安心安全なそういったものを本当に確保しているのかと疑いますよね。今まで5,000万円だ、6,000万円だという形で予算を組んでいたのが、急に700万円だと。これは、ほかの予算を組まなければならないからどうしてもここはこういう予算にしなければならない。財調のほうから入れなければならないんだとかというのは、町のほうの言い訳ですよ、それは。そうではないんですか。絶対に必要なお金ですよ、これは。今後どのような金額がかかるかは分からないんですけども、今度の冬、どういう状況になるかというのは、そのときにならないと分からないんですけども、やはり安心して見られる金額というのは、今まで上がっていた金額、5,000万円とか6,000万円とか、そういう金額が上がっていても、今年のように足りなくなって補正で4,000万円上げる。その金額が上がっているの補正なら分かるんです。この金額だと最初から補正ということを考えながらの金額ですよ、これは。そうでなければ実際にできないわけですから。そういった予算の上げ方というのは、果たして町民のための予算になっているのか、町民サービスのための予算になっているのかなと疑問を抱かざるを得ないんですよ。果たしてこれが本当に町民のために、今の予算の立て方でこういう形になってしまっているんだというようなのは、まるっきり私たちから言わせれば、町民の全体の福祉のほうに果たして本当になっているのかどうなのかというような疑問が出てくるわけですけども、これはもうどうしようもないわけですか。この予算に関しては、もうここに上げている以上は、この予算でやっていくしかないと考えているわけですか。その辺のところをお伺いします。

○議長 総務課長。

○総務課長 全く五十嵐健二議員、言われるとおり、やらないわけではないです。本当に補正対応がいいかと言われれば、それは私も初めてのケースであります。ただ、本当に入れて、では6月の補正予算、今度組めないときに、議会のほうから何で組めないんだと言われても、これはなかなか厳しい状態になります。なので、本当に9月に必ずやるということで、それはサービスの低下にはつながないと思いますので、この予算で組んだところでございます。ただ、本当に財調とかそういう部分がしっかりと読めて、交付税、繰越金等もしっかり読めて予算を組めればよかったんですけども、なかなかそれ以上、各数値を増やせば何とでも組めるかもしれません。財調もゼロにしてやればいいということになるのかもしれないんですけども、それで本当に6月からの今度また地区から来た要望、災害があったときの対応、そういうものができるのかと言われると、なかなかこれも大変なことになりますので、9月には必ず除雪の予算は上げるということで、それ以外のことは全てちゃんと、今までやっている部分是对应してまいりますので、それは査定でやってきたところでございます。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 25億5,000万円という予算が大変厳しい予算であると言われていています。町のほうでもいろいろ工夫をして予算編成をやったのかと思うんですけども、町民にとってはこういった冬の期間中に除雪費だとか、そういったものは当然こういうふうに上がってくる

ものですからね、それが今までとは違う金額で上がってきた場合に、どうしてなんだという不安も感じるわけですね。

先ほどから言っているように、予算というのは、町民全体の福祉を念頭に置いて上げているわけですね。ただ、これ1か所見ただけではほかの予算は分かりませんが、1か所見ただけでそういった形になっているのかということを考えると、私は決してそうではないと思うわけです。予算編成の際にその予算で収めなければならないという場合には、やはり切らなければならないところ、どうしても必要でそれだけはつけなければならないところ、いろいろあるとは思いますが、先ほどから言っているように、委託料の増加が非常に大きくなっているわけですが、そういったものをカットできるところはカットしながらやっていくような予算の編成というのは、今後どのように考えているのか。その辺のところもお伺いします。

○議長 総務課長。

○総務課長 先ほど申し上げたとおり、委託料に関しましては大変なかなか、申し訳ございませんが、7年度においてはどうしても必要な部分を計上しております。先ほどもお話ししたとおり、見直さなければいけないところは見直そうということで各課とも協議をしております。なので、そこをいろいろやった中で5,000万円を、今、5,000万円削られたということでご質問、ありますが、どうしてもやはり歳入を見たときに5,000万円を何とか削らなければいけないといったときに、多分今までにはない予算編成なんだと思いますけれども、除雪費を削らせていただいたというか、補正対応とさせていただくということで上げております。

ただ、そこだけ見て、あと全体がもう町民サービスに不安がある予算だと言われると、これは何とも、どう答弁していいか分からないところがありますが、私としてはそのような形で査定させていただいたところでございます。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 では、別な質問の仕方でお伺いしますが、予算を削らなければならないという形の予算編成であって、どうして道路除雪と地区除雪のほうの予算を削ってこのような形にしたのか。削る理由。それは、予算編成に当たってなかなか上げられないとか、除雪費を削るというのはちょっともう意味が分からないんですけれども、それがどうして除雪費なのか。除雪費になった理由をお聞かせください。

○議長 総務課長。

○総務課長 今まで説明しましたとおり、歳入を固めてみたときに歳出が合わないという部分でいろいろ削って、本当に削って削ってきました。最後、5,000万円近く合わないところがあったので、一旦は水道も全部やめるかという話もあったんですが、やはり地区水道をやめるというのは大変なことになるので、そちらのほうをやったときに、では当初として考えたときには、大変申し訳ないけれども、除雪費が5,000万円という形があるので、必要な部分は12月なってきますので9月の補正で対応できないかということです。それ以外ありません。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 9月の補正予算で上げるという説明をしているわけですが、しっかりと補

正で上げられるような金額はできるわけですか、実際に。

○議長　総務課長。

○総務課長　先ほどからご説明しているとおり、財調、もし本当に繰越金であり交付税等が確定して足りない場合は、財調が今、あと補正もありますが、財調繰越が令和6年度で予定していたよりも9,000万円くらいあれになりますので、それは当初予算時点には分からない時点ですので、それが戻ってきます。だから、何とかお金のめどがつけるような目標を見ながら9月のほうに補正したいと考えています。今、5,000万円は財調のほうに残っておりますので、もし最悪ということになれば、それを回すという形になります。

○議長　五十嵐健二議員。

○8番　何とか予算をつくり上げてきた、苦勞してこの予算を立ててきたというのは、説明を聞いたりすれば分かるんですけども、財調を、やはり自己財源がなかなか少ない町でありますので、なかなか予算を上げるにしても難しいというのは分かるんですね。

ただ、本当に必要なところが削られるという部分では、私は納得できないのね。今回、6,000万円の予算に4,000万円の補正で1億円以上かかるというような除雪費。令和7年度に関しては、どのぐらいの除雪費がかかるかというのは、そのときになってみないと分からないんですけども、やはり安心して町民の人たちが暮らせるような予算の編成でなければなかなか難しいのではないかなと思います。

先ほどから言っているように、人件費と公債費というのはいじれませんよね、絶対。それで今、パーセンテージで言えば全予算の30何%を占めているというのは、やはり非常に大きいなと思うんですよ。人件費もこれから上がる可能性もあるわけですから、人件費は増えていきますよね、当然。そういった中で、いろんな予算を決めていくというのはなかなか、削ったり、継続だったら継続事業という形での予算の上げ方、あるいは、削るところは削る、増やすところは増やすという形でやっていくにしても、なかなか難しい予算の編成になってくるのではないかなと思います。

私、個人的に平成19年問題というのは直接的には関わっていなかったので分からないんですけども、ただ、町民の皆さんにいろんな負担を強いられたということ自体は分かりますよね、これは。ですから、決してそういったような形にならないためにも、また、公債費のほうを見ても、もう17.何%と17%を超えるわけですよ。18%を超えればどうなるかというのは、町のほうでも分かると思うんですけども、許可をいただかなければならなくなるという形になりますよね、18%超えた場合には。総務省か何かの許可をいただくというような形。そうすれば、なかなか過疎債とか何かも使いづらくなるのかなと考えるわけです。ですから、そのようなことにならないような予算編成。今、我慢の時代だと言われれば、予算編成についてもそうなんですけれども、今後、何年かは公債費が4億円を超える金額で収めていかなければならないわけですから、大きいところ、いわゆる見直さなければならぬところ。これから振興計画の事業なんかも入ってくるわけですし、必要な部分はいろいろ入ってくるわけなんですけれども、本当に必要な部分、今本当にやらなければならないのか。これを少し遅らせて後にしてもいいのか。そういった部分も今後、考えていかなければならない部分が出てくるのではないかなと思うわけです。今やらなくても、ある程度予算のほうで公債費も少なくなる、予算のほうもいろいろ動かすことが

できるようになった時点でそういった事業をやるとか、そういったことも考えられるんですけども、今上げているものを早急にやるというような考えで今、事業を上げているものがあるのかどうなのか。その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長　総務課長。

○総務課長　物件費の委託料に関しては、先ほどからご説明しており、やらなければいけない部分を上げておりますので、これは削ることはできない予算でございます。

○議長　五十嵐健二議員。

○8番　委託料のほうは今、説明があったとおり、今回これだけ、6,000万円近く昨年から比べると増えているわけですから、今の総務課長の答弁ですと、どうしても必要な予算であると言われますと、その辺のところは致し方ないのかなと思うんですけども。

今後、予算編成を考える上で、やはり見直さなければならぬ部分とか、例えば、桐の里産業株式会社、あれだとか、桐タンス、助成金を出していますよね。補助金というか。桐タンスは助成金という形ではなくて基金から出しているわけですよね。そういったところも今後、考えていく必要があるのかなと考えます。先ほど馬場議員のほうから質問があったように、桐は町にとっては大切な宝でありますから、なかなかそれをなくすということとはできないと思いますけれども、売上げですよね、はっきり言って。桐の里産業もそうですけども、売上げを上げていくようなシステムをしっかりとつくっていかないと、いつまでも町のほうからの負担を考えるような状況では、問題があるのかなと考えるわけです。ですから、考えなければならぬところはしっかりと考えていっていただきたいと思いますが、町のほうではそういった問題点、いろいろあると思うんですけども、その点に対して今後どのように対処していけるのか、お伺いします。

○議長　総務課長。

○総務課長　今、ご指摘の2つの事業に関しましては、桐タンスに関しましては先ほど町長答弁がありましたとおり、桐は大事なものであるということで、ただ、経営状況がということで経営の見直しを図っていくということでございます。

桐の里産業に関しましては、これも何度か皆様とご議論させていただいている部分で、1,000万円という形が毎年出ております。これを超えないということで今、確約させていただいて、売上げを上げるということもありますが、一番スタートの際で三島町の農地を守るという部分がありました。その中でいろいろ数字が出ておりました中で1,000万円というのを超えない金額で何とか桐の里産業、農地を守るという部分でのお話がございます。多分、皆様も現状をご存じのとおりだと思いますが、今、全て町のいろんな業務を委託しておりますし、ただ、農業部門に関してはやはり優良な農地、三島町においてはどうしても点在しているという部分がありまして、それを稼いでいくというのはなかなか大変な作業でございますので、そこがやはり一番大きなネックになるかなと思いますが、農地を守る視点から何とか三島町の農業に関しては桐の里産業で進めていくという形で進めていきます。

○議長　五十嵐健二議員。

○8番　今、総務課長の答弁は分かります。ただ、これは会社の問題なので、会社の中でいろいろ検討して考えていく必要があるのかなと思います。桐の里産業も桐タンスもどち

らも株式会社でやっているわけですから、会社のほうで利益の上がるようなそういった計画をしっかりと立てて、経営計画を立ててやっていく必要があるのかなと思います。やはりいつまでも町の助成を必要とするのではなくて、会社の中で利益を上げていくような考えで進めていかないと、利益の上がっている部分、上がらない部分、上がっている部分から上がらない部分にお金を出して、結局それでプールする。そういった形をやっていると、一生懸命働いている方が、どうして俺らが給料も上がらないでいつまでもこういう状況でやっていなければならないんだというようなことになりかねない。そのように考えるんですけれども、会社として今後、今、副町長が町長という立場ですから、桐の里産業、今後、利益の上がるような会社の経営というか、そういったことはどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 副町長。

○副町長 桐の里産業については、独立した会社ですので、そちらのほうで話し合っ
て回答といいますか、答えられると思います。

ただ、私個人的というところですが、役場の副町長が今、代表取締役ということでそのポストについておまして、役場にいる立場の中で考えていますと、そもそもが農地を守るということで設立した団体であって、農業でそこから利益といいますか、黒字を出すというところの計画で設立しているのではなくて、それは皆さんもご了解の上で、補助金というもので運営している、農業部門に関しては。ですから、もちろん、今1,000万円の大枠がありますけれども、減らす努力で経営改善というか、農業においてやっているところです。農業でやっていけるのであれば、あの法人は要らないはずで。農業経営がうまくいくような農業の状況であれば、経営が。ただ、そうはいかないので、雇用しながら農業をやるとなると、やはり給料を払わなければいけない、仕事も見つけなければならぬと。その中で、一番は農地を守ることなので、水田を中心としたそこだけは守りましょうと。ただ、守るについても、先ほど言った雇用もあるし、そういうことを考えると、なかなかそこから黒字というのは生まれないと。考え方としては、どちらかというところ、1,000万円をいかに900万円にするか、800万円にするか、700万円にするかというふうに考えていただかないと、なかなか会社をやっていけないと。先ほど言いましたように、会社全体で見ればいろんな部門があるので、その収支の中で会社全体として何とか保つような形でやっていくしかないのかなと。だから、五十嵐議員の言うように、いいところの部分は住民からすればやる気というか、そういうのは出てこないのかもしれませんが、それは桐の里産業という大きな会社の中で同じ従業員という考え方で理解していただければ、ただかないと多分、そういう方は多分やめていくのかなというように思っています。ただ、本当に雇用を守ると。それを重点的に考えなくては行けないのかなと考えているところでもありますので、決して補助金をもっと上げろとか、そういう話ではなくて、いかに下げていくか、それは会社の中で十分に検討しているということでご理解いただきたいと思います。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 会社の考え方としては、それでいいのかなと。いわゆる町で出しているお金の金額を少しでも減らしていくというような考えで進めていただくと、それはそれで

いいと考えておりますので、その辺の努力はしていただきたいと考えております。

予算については、今ほど総務課長のほうからも話があったとおり、なかなか編成については難しいという形、予算も限られている中で、それも自主財源の少ないような当町でございますから、なかなか予算を組み立てていくのは難しいのかなと。

ただ、先ほどから言っているように、予算はあくまでも町民全体の福祉を念頭に置いて立てていくものだと考えておりますので、そういった本当に必要なところが削られるということは、私にとってはちょっと厳しいのかなと考えております。ですから今後、予算、なるべく無駄なところがないように、査定の時点でもそうですけれども、本当に必要なところはやはり仕方ないと思います。特に水道関係なんかは今、公営企業になってどのように進んでいくのか、まだ見えない部分もありますけれども、結局、補助費のほうで出しているわけですから、補助費も大きくなっているわけですから、これはこれで水道関係の事業ですから、これは増えても致し方ないと考えておりますけれども、委託料等は今後、見直しできるところは見直していただいて、なるべく必要なところは予算を取っていただくような形を取っていただきたい、そのように考えております。そして、平成19年問題にあるように、町民の皆さんにいろいろな負担をかけないような、そういった形に持っていていただければと考えております。今、大変本当に予算は厳しい状況になってきていると思いますので、今後これから、なおさら国勢調査が終われば、人口に対しての今度交付税になりますから、間違いなく少なくはなるのかなと考えておりますので、予算編成の際には、本当にそういうところを頭に入れながら何とか乗り切っていかなければならないのかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長　これをもちまして五十嵐健二議員の一般質問を終了といたします。

以上で一般質問を終結いたします。

◎陳情第1号の審議（質疑・討論・採決）

○議長　日程第6、陳情第1号、「公正公平な裁判にするために刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を要望する意見書の提出を求める件について」を議題といたします。事務局長、朗読。

（事務局長朗読）

○議長　お諮りいたします。

本陳情は、会議規則第90条の第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員会への付託を省略することと決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（討論なし）

○議長　討論なしと認めます。

陳情第1号、「公正公平な裁判にするために刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を

要望する意見書の提出を求める件について」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

◎散会

○議長　本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

(午後2時32分)